

# 会期日程表（第3回 能登町議会定例会）

平成19年9月

会期	日	曜	開議時刻	摘要
第1日	7	金	午前10時00分	開 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 会 期 の 決 定 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 決 算 特 別 委 員 会 の 設 置 及 び 委 員 の 選 任 請 願 ・ 陳 情 上 程 趣 旨 説 明 ・ 委 員 会 付 託
第2日	8	土		休 会
第3日	9	日		休 会
第4日	10	月		休会（常任委員会）
第5日	11	火		休会（常任委員会）
第6日	12	水	午前10時00分	一 般 質 問
第7日	13	木	午前10時00分	一 般 質 問
第8日	14	金	午前10時00分	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

開 会（午前10時00分）

## 開 会

議長（新平悠紀夫）

ただいまから、平成19年第3回能登町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は20人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

### 会議録署名議員の指名

議長（新平悠紀夫）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、13番鍛冶谷眞一君、14番鶴野幸一郎君を指名いたします。

### 会期の決定

議長（新平悠紀夫）

日程第2「会期の決定」の件を議題にいたします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月14日までの8日間にしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月14日までの8日間に決定いたしました。

### 諸般の報告

議長（新平悠紀夫）

日程第3「諸般の報告」を行います。

地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布いたしましたので、ご了承お願いいたします。

本定例会に、町長より別冊配布のとおり、議案13件、認定14件が提出さ

れております。また、監査委員から、平成18年度決算審査及び平成19年度5月分、6月分、7月分例月出納検査の結果についての報告がありましたので、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承をお願いいたします。これで、諸般の報告を終わります。

### 議案第66号～認定第14号

#### 議長（新平悠紀夫）

日程第4 議案第66号「平成19年度能登町一般会計補正予算」から、日程第16 議案第78号「字及び小字の区域の変更について」までの13件及び、日程第17 認定第1号「平成18年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第30 認定第14号「平成18年度珠洲市・能登町環境衛生組合歳入歳出決算の認定について」までの14件、併せて27件を一括議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。

町長持木一茂君

#### 提案理由の説明

#### 町長（持木一茂）

本日ここに、平成19年第3回能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かと御多用の折にもかかわらず、また、先月の臨時会に引き続きご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日提案いたしております、各議案の提案理由をご説明する前に、諸般の事項についてご報告申し上げます。

去る8月8日に能登町の名誉町民であります「羽根万象」先生が88歳でご逝去されました。

先生は、日展で入選を10回、特選2回を果たされるなど、現代日本画家として確固たる地位を確立される中で、故郷の発展を願い、本町の児童生徒に熱心な講義と指導をして頂くなど、優秀な人材の育成に尽くされました。

また、町へ寄贈された多くの作品は、遠島山公園にある美術館に常設展示されており、町内外の方々から広く親しみをもって鑑賞されて来ました。

ここに先生の生前をお偲びし、町民の皆様とともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

次に、8月末の集中豪雨災害について、ご報告いたします。

はじめに、被害を受けられました町民の皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

去る、8月28日早朝からの集中豪雨は、北陸沿岸にある活発な秋雨前線の影響で、午前2時から午後5時までの降水量が、宇出津地区で211mmに達したのをはじめ、神野地区では12時からの1時間雨量が65mmという記録的な多さとなり、町内に流れる5つの河川は、いずれも警戒水位を大幅に超え、各地で大きな被害をもたらしました。

町といたしましては、道路状況の確認や土のうの手配などを緊急に行い、浸水被害の軽減に努めるとともに、市街地での浸水地区の消毒などの応急処置を実施したところであります。

この大雨の影響で、がけ崩れにより久田地区では住宅1棟が全壊したほか、河川等の氾濫による住宅等の床下浸水が、宇出津地区や松波地区などを中心に発生し、計126軒が浸水被害にあいました。

8月31日現在での被害総額は、4億5千6百20万円となっており、その内訳は、道路や河川などの公共土木施設が50件で3億3千8百万円、農地、林道及び農業関係施設については45件で1億1千8百20万円となっています。

これからも、台風など災害が発生しやすい時期が続きます。

石川県では、8月31日から土砂災害警戒情報システムの運用が始まりました。

町としても、この情報を基に災害対策には、日々細心の注意と迅速な対応に努力する所存ですので、町民の皆様におかれましても、気象情報等には十分な注意を喚起していただくとともに、自宅など周辺の状況を確認し、備えに万全を期していただくようお願い申し上げます。

さて、本年6月に厚生労働省が公表した「都道府県別将来推計人口」は、大変深刻なものでした。

石川県の人口は、現在の117万4千人から30年後には羽咋以北の人口に匹敵する21万4千人が減少し、96万人になると予想されています。

そして、同じ県内でも、県庁所在地と中山間地域との人口格差が益々広がり、中でも能登町の人口は、30年を待たずして、25年後には人口が半減し、65歳以上の割合も50%を超えるという予測が出ております。

少子化と高齢化が同時に急テンポで進む能登町は、この将来推計人口をもとに、これから数十年後を見据えた公共サービスのあり方を再検討するとともに、人口の減少を少しでも食い止めるため、職員一丸となって、あらゆる施策を講じなければならないと考えております。

地方自治体の財政悪化は、北海道夕張市の例を持ち出すまでもありませんが、先ほどの人口格差、そして一人当たりの所得、企業立地数やそれに伴う税収など、既に巖然たる地域間格差があるのが現実です。

こうした中で、全国の都道府県と1804市町村のうち、自前の財源で財政運営

が可能とされる地方交付税の「不交付団体」は、石川県内では旧志賀町だけとなっています。

企業を多く抱え、税収増加が見込める愛知県では、交付税の不交付団体が39団体もあるのに対し、不交付団体の全く無い県は17県にも及んでおり、財政の不均衡は年々広がっています。

7月31日に交付決定された能登町の交付税は、対前年度比1%減の63億8千9百万円で、2年連続の減少という厳しいものでした。

このような状況を職員が再認識し緊張感や危機感をもって行政事務にあたっもらうため、財政状況や行政改革等の研修会を庁舎毎に実施しました。

地方分権の推進と三位一体改革に伴う制度改正や税源移譲措置が進められる中、財源の確保に加えて事業の選択と集中が、これまでも増して重要になって来るものと考えております。

それでは、本日ご提案いたしました議案13件及び認定14件につきましてご説明いたします。

議案第66号から第72号までは、一般会計、特別会計及び公営企業会計予算の補正であります。

災害関連事業や補助事業費等の変更により、多少の組み替えや追加を行い、今回補正予算として提案させていただきましたので宜しく願いいたします。

議案第66号「平成19年度能登町一般会計補正予算（第5号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億9千3百71万9千円を追加し、予算総額を、百45億3千百75万8千円とするものです。

はじめに、歳出から説明いたします。

第2款「総務費」では、3百83万9千円の追加を行いました。

第1項「総務管理費」には、名誉町民である羽根万象先生がなくなられたことに対し、町としての哀悼の意を広く示すため広告費を計上いたしましたのでよろしく願いいたします。

第2項「徴税费」には、法人町民税等の還付金を計上いたしております。

第5項「防災費」には、防災総合訓練費を計上いたしました。

訓練を通して町民の防災意識の向上と、緊急時の安全対策を図るものであります。

第3款「民生費」には、5百46万8千円を追加いたしました。

第1項「社会福祉費」で、NPO団体が行う福祉有償運送事業の協議に要する経費を「社会福祉総務費」に計上した他、柳田ゲートボール場の修繕費を「社会福祉施設費」に、「障害者医療費助成事業」や、「障害者自立支援給付事業」、「地域生活支援事業」等を「障害者福祉費」に追加いたしました。

第4款「衛生費」では、3百78万8千円を減額しております。

第1項「保健衛生費」においては、「保健衛生総務費」に県医療在宅ケア事業団への負担金を計上した他、「環境衛生費」で浄化槽整備推進事業特別会計への繰出金を減額いたしました。

第2項「清掃費」では、「清掃総務費」に先の大雨を原因とする、し尿くみ取り手数料を追加し、第3項「水道費」では、「水道施設費」において簡易水道事業特別会計への繰出金を減額しております。

第6款「農林水産業費」は、8百20万6千円の追加であります。

第1項「農業費」では、農業情報システムをリース契約から一括購入するための経費を「農業委員会費」に追加し、「農業振興費」には、「農業振興対策補助負担金事業」や「農地・水・環境保全向上対策事業」を追加いたしました。

「農地費」では、「農村振興総合整備事業」の組み替えを行い、「農業集落排水事業繰出金」の減額をいたしております。

第2項「林業費」では、「林業振興費」において、「森林整備地域活動支援交付金事業」や「林業振興対策 補助負担金事業」及び「県単荒廃地復旧事業費」を追加し、第3項「水産業費」では、「漁業共済事業」について、県と同率で補助を行うこととし、「水産業振興費」に計上いたしております。

第7款「商工費」には、40万円を追加いたしました。

「観光費」において、風評被害対策事業を行うため、所要の組み替えを行った他、恋路海岸奇岩石周辺の安全対策工事費を計上したものであります。

第8款「土木費」では、7千百12万円を追加いたしました。

第2項「道路橋りょう費」は、「道路橋りょう新設改良費」において、町単独事業から交付金事業への振り替えと事業費の追加を行ったもので、「道路橋りょう新設改良事業」を減額し、「地方道路交付金事業費」及び「道整備交付金事業」を追加いたしておりますので宜しくお願いいたします。

第3項「河川費」では、「河川総務費」で「急傾斜地崩壊対策事業」の組み替えを行い、第5項「都市計画費」では、「都市環境整備事業費」において「まちづくり交付金事業費」の組み替えを行った他、「下水道費」で「公共下水道事業特別会計」への繰出金を追加いたしております。

第6項「住宅費」では、「住宅建設費」において「住宅・建築物耐震改修等業務委託費」等を追加いたしました。

第9款「消防費」では、23万4千円の追加を行いました。

「非常備消防費」において、公務災害補償組合へ負担金の追加を行ったものでありますのでよろしくお願いいたします。

第10款「教育費」は、3百22万5千円を追加いたしました。

第1項「教育総務費」では、「事務局費」の一般管理費で、学習障害児 対策

として特別支援員を配置する こととした他、体育館給水施設の修繕費や、外国語指導助手招致事業の追加を行っております。

第2項「小学校費」では、「学校管理費」において、真脇小学校の滅菌設備を整備することとし、第3項「中学校費」では、「学校管理費」において鶴川中学校の受水槽給水管の修繕料を追加いたしました。

第5項「保健体育費」では、「保健体育総務費」に、猿鬼歩こう走ろう健康大会の補助金を計上いたしましたのでよろしくお願いいたします。

第11款「災害復旧費」は、1億5百1万5千円を追加いたしました。

第1項「農林水産施設災害復旧費」については、5千5百40万5千円の追加であります。

内容は、中越沖地震及び集中豪雨 関係として、農地災害復旧費に9百18万7千円、農業用施設災害復旧費に4千34万9千円、林道災害復旧費に百95万円、能登半島地震関係では農業用施設災害復旧費に67万9千円、林道災害復旧費に3百24万円を追加いたしました。

第2項「公共土木施設災害復旧費」では、1千5百60万円の追加をいたしております。

集中豪雨関係で、道路災害復旧費に8百万円、河川災害復旧費に百60万円、能登半島地震関係で道路災害復旧費に6百万円を追加いたしました。

第3項「文教施設災害復旧費」では、能登半島地震関係で社会教育施設災害復旧費に百28万6千円。

第4項「その他の公共施設・公用 施設災害復旧費」で、同じく「庁舎等施設災害復旧費」に2千9百22万4千円、集中豪雨による能都埋め立て処分場沈砂池の復旧費として「衛生施設災害復旧費」に3百50万円を追加いたしておりますので宜しく願いたします。

以上、1億9千3百71万9千円の財源として、「分担金及び負担金」、「国庫支出金」、「県支出金」、「寄附金」、「繰越金」、「諸収入」及び「町債」を追加し、「繰入金」を減額して収支の均衡を図りましたので宜しく願いたします。

次に、議案第67号「平成19年度能登町介護保険特別会計補正予算（第1号）」です。

保険事業勘定では、歳入歳出それぞれに1億9百43万1千円を追加し、予算総額を、27億1千5百62万2千円とするものです。

その内容は、18年度事業費の精算を行ったものでありますのでよろしくお願いいたします。

次に、議案第68号「平成19年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出それぞれに37万5千円を追加し、予算総額を、9億7千2百60万9千円とするものです。

その内容は、能登半島地震の災害復旧費の追加を行なったものであります。

次に、議案第69号「平成19年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出それぞれに2億5,500万円を追加し、予算総額を、3億5,320千円とするものです。

その内容は、能登半島地震の災害復旧費の追加を行なったものであります。

次に、議案第70号「平成19年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出それぞれに6億3,460千円を追加し、予算総額を、4億8,595千円とするものです。

その内容は、11基分の新規工事費を見込んだ他、能登半島地震の災害復旧費の追加でありますのでよろしく願いいたします。

次に、議案第71号「平成19年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれに2億5,000万円を追加し、予算総額を、4億3,918万3千円とするものです。

その内容は、施設管理費に修繕費を追加した他、建設改良費の調整を行ったものであります。

次に、議案第72号「平成19年度能登町病院事業会計補正予算（第2号）」は、将来の看護師確保を前提とした修学資金貸付金を4億8,000万円追加し、資本的支出を1億7,493万4千円とするものでありますので宜しく願いいたします。

次に、議案第73号「政治倫理の確立のための能登町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、郵政三事業を民営化する郵政民営化関連法が本年の10月1日から施行されます。

また、証券取引法等の一部を改正する法律により、さまざまな金融商品に関する法律が本年9月30日に金融商品取引法に一本化されます。

どちらの法律も、自治体の事務事業に直接影響を及ぼすものではありませんが、郵政事業及び金融商品に関する用語等について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第74号「能登町浄化槽市町村整備推進事業の整備に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、特定地域生活排水処理区域の家庭で、個人の敷地内に浄化槽を設置できない家庭が発生していることなど、いろいろな問題が生じて参りました。

そのような状況に対応するため、一基の浄化槽を複数の使用者が利用できるようにするとともに、使用料、電気料金及び汚泥の抜き取りなどに関しては、能登町公共下水道条例を準用する条例の一部改正を行い、合併浄化槽の整備・普及を図りたいと思いますので宜しく願いいたします。



次に、議案第75号「公立宇出津総合病院看護師等修学資金貸与条例の制定について」であります。

昨年4月の診療報酬改定で入院病棟の看護師配置基準が変更されたのに伴い、全国の病院で看護師の争奪戦が起き、うち6割の病院において、予定していた看護師数を確保できておりません。

こうした現状に一日でも早く対応し、看護師を確保するための緊急対策として、新たに修学資金の貸与制度を創設するものであります。

この制度は、看護師等の養成施設に在学する者で、将来、公立宇出津総合病院において、看護師等の業務に従事しようとする方に対して、月額5万円の修学資金を貸与し、貸与を受けた期間以上勤務した場合には償還を免除するものです。

当病院の看護師確保は、今後10年間に50人余りの看護師が退職するという厳しい状況にありますが、深刻化する看護師不足につきましては、あらゆる手段を講じて看護師の確保に努める所存ですので宜しくお願いいたします。

次に、議案第76号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」であります。

現在、能登町では7つの辺地区域で総合整備計画を有しており、計画策定期間は、平成19年度から平成21年度までの3年間となっております。

今年度、十郎原・黒川辺地におきまして、老朽化が著しい簡易水道配水管の更新を行っており、その事業に辺地対策事業債を充当いたしたく、計画変更を行うものであります。

先般、石川県との事前協議が終わりましたので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」の第3条の規定により、議会の議決を賜りたく提案するものでございます。

次に、議案第77号及び議案第78号の2議案につきましては、「新たに生じた土地の確認について」及び「字及び小字の区域の変更について」であります。石川県が管理しております宇出津港内の「ふ頭用地」として埋立てしたものであります。

埋立てにより新たに生ずる土地は、能登町字宇出津ク字に接する船揚場敷きの地先公有水面71.46㎡となっております。

地方自治法第9条の5第1項の規定により、本町の区域内に新たに生じた土地を確認するとともに、同法第260条第1項の規定に基づき、その土地の字の区域を定めるため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、認定第1号「平成18年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第13号「平成18年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの13件につきましてご説明いたします。

これら13件の認定につきましては、平成18年度一般会計並びに10特別会計及び2企業会計の歳入歳出決算であり、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものであります。

なお、平成18年度の決算状況につきましては、別冊の「平成18年度主要施策の成果説明書」の中でも明記しておりますので、円滑な審査が進められますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、認定第14号「平成18年度珠洲市・能登町環境衛生組合歳入歳出決算の認定について」でございますが、本組合につきましては、今年の12月議会で解散の議決をいただき、今年の3月31日に解散しております。

解散した組合の決算認定については、地方自治法第292条の準用規定により法施行令第5条が準用され、旧組合の管理者が決算を行い、旧組合の管理者から構成団体である珠洲市と能登町の長に送付され、それぞれの監査委員がこれを審査し、先ほどの一般会計等と同様に、監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案等につきまして、その大要をご説明いたしました但、議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、是非議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

## 質 疑

### 議長（新平悠紀夫）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

日程第4 議案第66号から、日程第16 議案第78号までの13件についての質疑を行います。質疑は、前回も申し上げましたが、大綱的な内容でお願いをいたします。それでは、質疑はありませんか。

2番椿原安弘君

### 2番(椿原安弘)

補正予算につきまして、質疑をいたしたいと思っております。

補正予算の25ページ、「土木費」の住宅費、2目の「住宅建設費」のところ、公営住宅整備事業のところの委託料が203万7千円となっております。

これは確か先程の町長の説明で、耐震化の委託料だと聞いておりますけど、これは具体的にどういうことなのか、ご説明していただきたいと思っております。

**議長（新平悠紀夫）**

建設課長寺下一博君

**建設課長（寺下一博）**

椿原議員の質問についてお答えいたします。

今回、土木費、住宅費で委託料203万7千円計上し、議会の承認をお願いしてある内容であります。これについては阪神淡路大震災並びに中越沖地震等で国内では色々な地震の被害が生じていて、阪神淡路では倒壊に伴って約6千人の方々が尊い命をなくしたということで、国、国土交通省が全国の市町村に耐震改修を行う業務を奨励している。その中で、石川県が18年度から10カ年計画で住宅の特定建築物の耐震化を図って行こうじゃないかということで、今回お願いするものであります。

本町においても、本年、能登半島地震で相当被害が生じた訳でございます。そうした中で今回本町においても耐震化の調査を行いたいということで、予算計上願っておる訳でご理解の程よろしくお願いいたします。

**議長（新平悠紀夫）**

2番椿原安弘君

**2番(椿原安弘)**

いまの課長の答弁で分かりました。ということは、この住宅建設費の費目の中にあるんですけど、これは公営住宅じゃなくて一般の住宅ですか、その辺ちよつと。

**議長（新平悠紀夫）**

建設課長寺下一博君

**建設課長（寺下一博）**

本町におきます個人の住宅並びに病院、学校、官庁とあらゆる住宅を考えております。

**議長（新平悠紀夫）**

2番椿原安弘君

**2番(椿原安弘)**

分かりました。それで、この種目がたまたま公営住宅整備事業の中に入っておりますので、その辺分からなかったもので問いただした訳であります。

既存住宅の耐震化ということで、この辺で研究されております金沢大学の大学院の自然科学研究科の平松准教授によりますと、中越沖地震と能登半島地震、そして三年前の中越地震がいずれも北陸地方の典型的な逆断層地震ということだそうです。この三つは同じく共通しており、いずれも三つ子地震と言われているそうです。北陸を含めた西日本は地震の活動期に入ったと見られて、今後石川県に地震が起きる可能性があると言われております。今回の中越沖地震と三年前の中越地震が40kmしか離れていないことを考えますと、能登で地震があったから石川県でしばらく起きないじゃないか、ということは大間違いだとこの先生はおっしゃっております。

3月に能登地震による死者は1人でありましたけども、7月の中越沖地震では11人の死者が出ており、約2千人の重軽傷者が出ています。その原因はほとんどが住宅の倒壊等によるものだそうです。この点につきましては、耐震化計画をされて、県は補助制度があるのですが、町が補助をしないと補助金が出ないということだそうですので、よく調査をしていただいて来年度から予算化していただくよう要望して質疑を終わります。

#### 議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑ありませんか。16番石井良明君

#### 16番（石井良明）

「たくましい担い手経営育成事業」が節設定されていますが、その趣旨と実態状況をご説明願います。

#### 議長（新平悠紀夫）

農林水産課長川崎時夫君

#### 農林水産課長（川崎時夫）

お答えいたします。「たくましい担い手経営育成事業」においては、両方、県単と国庫補助がありまして、上の県単のほうは、同じく農事法人組織を運営していますけど、違うことはその法人組織が自分達の農地とそれと複数の地域の農地を委託を受けている形となっています。

下の集落営農型というのは、これは一定の自分達の集落で3分の2以上の農地を集積を行って農地経営を行っているのが集落営農型の担い手でございます。

**議長（新平悠紀夫）**

16番石井良明君

**16番（石井良明）**

関連でございます。そのたくましい担い手経営を目指す人がどのような審査基準であり、その人に対してどのような選考基準であるか、簡単にお答え願います。

**議長（新平悠紀夫）**

農林水産課長川崎時夫君

**農林水産課長（川崎時夫）**

お答えいたします。組合法人ですけれど、構成員が3人以上必要であります。そして出資金を募りまして、法人の登記を行わなければなりません。

**議長（新平悠紀夫）**

よろしいですか。19番山崎元英君

**19番（山崎元英）**

まず議長に許可をもらいたいのですが、一括上程されましたので日程のところ飛んでもいいですか。条例のほうでお聞きしたいのですが、よろしいですか。

**議長（新平悠紀夫）**

はい、よろしいです。

**19番（山崎元英）**

それでは日程13の議案第75号「公立宇出津総合病院看護師等修学資金貸与条例の制定について」をお尋ねいたします。

まず川口事務局長にお尋ねしたいのですが、この条例が制定されるための現在の宇出津病院の状況ですね、例えば看護師さん等の人数がどの程度なのか。そしてまた7対1という基準が示されたじゃないかなと思うのですが、それに対する現在の状況はどうであるかということ。それからこの条例を読んでいきますと、第4条で資金を返還しなければならないという条項があります。その条項の第1項には、「規程で定めるところにより、貸与を取り消されたとき」とあります、この条例の規程はどのように書かれてあるのか、ということ。

それから数名の方々、今回は5名ですか、5万円の対象になっておりますけども、その選考基準というものが規程で定められているのか、人数とかあるいは規程の基準。例えば経済的な理由であるとか、あるいは成績優秀であるとか、あるいはまた学校長の推薦があるとか、いろんな条件があろうかと思うんですけど、それがどのようにして決められているのか川口事務局長にお尋ねいたします。

3名の方にお尋ねしたいのですが、次に同じ条例ですけど町長にもお尋ねいたします。先程の提案理由の説明の中でこれは緊急の対策であるということと言われました。そして10年後には50名の看護師さんが退職されていくという大変困った状況が現れてくると。その対策として先程の言葉を借りますと並々ならぬ決意が見えるのですが、あらゆる手段を講じて行うと言われました。

例えば考えられることは、看護師を辞めて在宅におられる方を再雇用していくとか、あるいは定年をいま65歳まで延長できると思うんですけど、65歳まで延長するとか。あるいはもっとすごいやり方は他の病院からいろんな条件を付けて引き抜きするとか、というような決意でやられるのか町長が今考えていることがありましたら、お示し願いたいと思います。

それから3点目ですけども、総務課長にお尋ねしますけどこの条例についてです。緊急の課題であるということでありましたけど、この最後の行を見ますと附則では、「この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。」となっております。もし、緊急で予算を伴う条例でございますので、出来れば3月議会あたりに提案された方がより効果的あるいは住民に周知徹底出来たんじゃないかなと思うんですけども。事務方の要としての総務課長のご見解をお尋ねいたします。以上です。

### 議長（新平悠紀夫）

宇出津総合病院事務局長川口登君

### 宇出津総合病院事務局長（川口登）

それでは山崎議員さんのご質問に対してお答えしたいと思います。

現在の宇出津病院の看護師につきましては、平成17年度、18年度については准看、正看を含めまして89名でございました。現在は18年度で19年4月1日に定年退職ということで准看が4名退職されました。しかしながら、13対1の制度を確保いたしたいが為に、その方々をとにかく再雇用と申しますか臨時で来て頂いて4名を確保して、看護師不足に現在対応しているところです。しかしながら、1年間の出入りについては、また結婚で辞められた方1名、仕事の関係で辞められた方2名ございます。しかし途中で入られた方も1

名ございまして現在は84名だと思います。

7対1というふうなことで全国的に看護師を募集しているという争奪戦ですが、それでも、また来年度についても新聞紙上では金沢大学が180人募集、それと県立中央病院も三桁だとかということで、最近の新聞では能登総合病院につきましても確保が出来ていない。当然、奥能登の病院についても確保がままならないという状況であります。石川県では、平成19年度からこの地域医療支援看護師等修学資金を創設しております。これについては、院長なり事務局が奥能登地区の病院が固まって県に要望した訳でございます。県ではこの申込みが、だいたいその4つの病院で25名ございました。その中で最終的に当然その修学資金のかたちですから、当然成績優秀だとか、経済状況を見られて面接を致しております。それが県と当該の病院の事務が行き面接をして、現在、宇出津総合病院では3名、公立穴水総合病院でも3名、それと市立輪島病院でも3名、それと珠洲病院が応募者数が少なかったものですから2名ということで予算の範囲内で11名を合格者として、現在、8月10日の文書で頂いております。そして看護師不足を少しでも解消したいというふうなことでございます。

それと返還が伴われるものですが、今回提出した105頁の1節の町単独、それから2節の県との2分の1の事業、いずれも例えば2年間その修学資金の貸与を受けた場合、2年間以上その指定の病院に従事すれば返還が免除されるということが、両方とも適用いたしておる訳でございます。

それで山崎議員さんの返還する場合と質問があったんですけれども、その中身につきましては大まかに答えたいと思います。例えば、退学したときとか、それから卒業1年以内に看護師免許を習得できなかった場合、それから当然その指定病院、例えば宇出津病院に修学資金の申込みをしていたけれど、その当該病院に従事しなかった場合等があげられます。以上でございます。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

今ほどの山崎議員のおっしゃるとおり、あるいは冒頭での提案理由の説明で申し上げましたように、この10年間で50人余りが退職するということでもあります。あらゆる手段と申し上げても、まず学校へ募集するのは当然でありますし、また病院のホームページで病院紹介並びに募集をしているのも当然であります。そういったことをこれからも続けていかなければならないのかなと思っております。

退職年齢の引き上げあるいは、退職者に対する再雇用というかたちでは今ほ

ど事務局長からの話がありました。これも、もしそういった方というか引き受けてくれる方があれば来年度以降も引き続き再雇用というかたちで看護師の確保をしていかなければならないのかなと思っております。また退職年齢に関しましても、これは今後の協議ということになるかと思いますが、やはり病院経営を考えるとあまりにも高い方ばかりを雇うのもあれかなという面もありますので、それは協議させていただきたいなと思っております。現在、在宅している免許取得者は能登町にもおいでるので、そういった方に対しても総婦長の方からもアプローチもしていただいております。

それと山崎議員がおっしゃるような引き抜きという形では、どこの病院でも今看護師が必要ということもありますので、あまりあこぎな引き抜きというのは出来ないのかなという気はしております。例えば今現在、町外から宇出津病院へ来ていただけるためには、寮の必要性というのも協議させていただいておりますが、非常に財政が厳しいということで延び延びになっているのも現実であります。そんな厳しい中でも看護師を少しでも確保するために今回の貸与条例というのを制定して、看護師を雇用したいという思いでおりますのでご理解いただきたいと思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

総務課長下野信行君

#### 総務課長（下野信行）

ただいまの質問の中で貸与条例について遡及適用ということですが、これを3月議会において当初で制定する必要があったのではないかというご質問かと思っております。これにつきましては、当初県の方の制度を創設するという情報を得まして、かつ奥能登の四つの病院が対象ということで聞いておりました。その中で各病院に定員といいますか、割り当てがあるということをお共は情報を得ていない状況で、まずは県の制度でどの程度の応募があるかどうか、ということで見ようという中で、今回事務局長の説明の中にございでしたが宇出津総合病院に対しましての応募は、割り当て人数をオーバーした応募がございました。ですから今回の条例につきましては、町単独でその救済的な意味も踏まえまして今回提案をさせていただきましたのでよろしくお願いたします。

#### 議長（新平悠紀夫）

19番山崎元英君

#### 19番（山崎元英）



説明をいただきました医療の問題は大変重要な問題でもございます。そして住民にとっては医療の格差ということが非常に気になる問題でもございますので、皆さんのご努力で不安のないような医療活動と申しますか、そのようなものを行っていただきたいと思っております。これで質問を終わります。

#### 議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑ありませんか。15番久田良平君

#### 15番（久田良平）

22頁をお願いしたいと思います。7款1項商工費3目観光費の中で「負担金補助及び交付金」の中で140万、能登半島風評被害対策助成金として140万を今回計上されておる訳ですけれども、この予算がどこの団体に助成されるのか。また、風評被害としてどれだけの被害があったのか、どうゆうことが実態として被害があって把握されているのか、ということ説明していただきたいと思っております。

和倉温泉の方ではかなりの宿泊客のキャンセルが出たり、結婚式の披露宴がキャンセルされたりといろんな風評被害を私らは聞いておるのですが、能登町としては実態としてどのような風評被害があったのか、その実態を商工観光課で把握されているのか、お聞きしたいと思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

商工観光課長宮下並樹君

#### 商工観光課長（宮下並樹）

久田議員さんの質問にお答えいたします。

能登半島地震による風評被害対策助成金140万の支出先につきましては、能登町観光協会でございます。

この件につきましては、県の方で「ほっと石川観光キャンペーン実行委員会」というものが今年の6月末に組織されまして、その県の実行委員会が各自治体の観光協会等の実行委員会に助成するということです。町の予算を経由しない助成金ですが、町の観光協会を実行団体として申請しました。その中で、県の方からも観光協会へ、町の方からもこの提示させてもらっております140万円を助成するという経費でございます。

それから町の被害額とその実態ということでしたが、風評被害の実行目的については、首都圏へ出向して能登町のPRを行うための助成金でございます。

能登町の被害実態と申しますと、宿泊施設関係で現在例年に比べて2割位は

ど客の入り込みが減少しているという程度の実態しか、現在把握しておりません。被害総額については、調査をしていないのが実情です。

#### 議長（新平悠紀夫）

15番久田良平君

#### 15番（久田良平）

いわゆる風評被害ということは、3月25日の地震が起きる以前に予約して7月の宇出津あばれ祭りのように旅館を予約し、観光したりしてまたお土産を買ったりいろんなことがあるんじゃないですか。その実態が分からなくて風評被害の助成金をどうやって付けられるのですか。また私はこの風評被害対策の140万とは町を経由して観光協会を経由して、石川県の観光協会へ行くのかなと思っていたんですよ。いわゆる県の方では、風評対策のいろんなことをPRしながら東京の方へ一応行ったり、出向宣伝したりしているいろんなことをやっているじゃないですか。そういうことに使われるかなと私は思っていた。

これは能登町の観光協会に助成されるというなら、どれだけの人数でどれだけのことを計画して出向されるのか、その辺も含めて説明していただきたいし、実際どれだけのキャンセルがあったのか、どれだけの判例があったのかという数字がつかめなかったら、どういうことに風評被害があったか分からないじゃないですか。

安易な「つかみ予算」じゃ、財政厳しい厳しいと言いながらこれ一般財源の140万ですよ。そんな安易な予算の付け方では私はいかがかと思うし、やっぱり基本はそれだけの風評被害ということで、和倉温泉でも一緒ですけど実態をつかみながら首都圏に出向宣伝をやっているんじゃないですか。現に能登町もやっているんじゃないですか。それを商工観光課長に説明を聞きたいと思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

商工観光課長宮下並樹君

#### 商工観光課長（宮下並樹）

まず、ただいま掲示させていただいております140万については先程、実行団体である町の観光協会へ助成すると。これにつきましては、県の方からも82万4千円、能登町の助成金が140万円、観光協会から50万円という協議の中から総額272万4千円の実行費用である。

その目的については、首都圏等のキャンペーンによると。私たちももう少し

県の方から助成額を引っ張りたいということで、観光協会と共に協議、申請、お願いもした訳ですが、11月初旬の首都圏出向の流山市民祭り、2月末の東京文京区の梅祭り、この二点の出向宣伝が県の助成の該当になった。その中で県の指導により当然町の持ち出しも、という協議の中から款項費のなかの予算を組み替えして140万を用意した。この140万は例年、観光協会と共に出向宣伝等を行う費用としてこの予算に計上されているものでございます。

それから、先程からの町の風評被害の実態はどうかということですが、私たちが民宿の協会とか、また商工会の方と実際の被害額を協議をさせていただきましたけれども、「何割減やね。厳しいね。」とそういう中の協議内容しか得ることが出来なかった。ただ、商工会等の大きい話になると実際の被害額の総額を掌握していますけど、観光等になるとこのような現状でございます。

この出向宣伝の中身につきましては、11月初旬の流山市民祭りに参加するというので、2泊3日、総勢15人ほどかなと思っております。町職員が5名ほど、観光協会の皆さん、それから郷土芸能などの催し物を依頼している団体の参加もあるので、まあ15名くらいかなと。それから東京文京区の2月末に開催される梅祭りには、3泊4日で参加をしたい。これについては、また郷土芸能の方も含めて参加は18名ぐらいになると、想定しています。

#### 議長（新平悠紀夫）

よろしいですか、15番久田良平君

#### 15番（久田良平）

課長からそれなりの説明をいただきましたけれど、もう少し実態の把握をしながら風評対策をきちっとしていただかないと、せっかく予算を付けていながら何の効果のない予算の使い方をされても困りますから、それをよく理解して私の質疑を終わります。

#### 議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑はありませんか。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

### 委 員 会 付 託

**議長（新平悠紀夫）**

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号から議案第78号までの13件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第78号までの13件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

**認定第1号～認定第14号**

**議長（新平悠紀夫）**

日程第17 認定第1号「平成18年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第30 認定第14号「平成18年度珠洲市・能登町環境衛生組合歳入歳出決算の認定について」までの14件について、質疑を行います。

**質 疑**

**議長（新平悠紀夫）**

質疑はありませんか。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

**決算特別委員会の設置及び委員の選任について**

**議長（新平悠紀夫）**

日程第31「決算特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。認定第1号「平成18年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第14号「平成18年度珠洲市・能登町環境衛生組合

歳入歳出決算の認定について」までの14件については、能登町議会委員会条例第6条の規定により、6人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第14号までの14件は、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま、設置されました、決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定によって議長が指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、議長において指名することに決定しました。それでは指名いたします。

決算特別委員会の委員に、

2番椿原安弘君、6番奥成壮三郎君、9番石岡安雄君、10番菊田俊夫君、15番久田良平君、19番山崎元英君以上の6人を指名します。

お諮りします。以上の6人を決算特別委員会の委員とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました6人が、決算特別委員会の委員に決定しました。

休 憩

議長（新平悠紀夫）

ここで暫く休憩いたします。

休憩中に決算特別委員会を開き委員長並びに副委員長の選任をお願いいたします。

(午前11時09分)

## 再 開 決算特別委員会正副委員長報告

### 議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時25分再開）

それでは、委員会条例第9条第2項により、休憩中に決算特別委員会で互選されました、委員長及び副委員長をご報告いたします。

決算特別委員長に19番山崎元英君、副委員長に15番久田良平君、以上であります。これで、決算特別委員会委員長、副委員長の互選報告を終わります。

### 閉会中の継続審査について

### 議長（新平悠紀夫）

日程第32「閉会中の継続審査について」を議題とします。先程、決算特別委員長山崎元英君から、決算特別委員会に付託されました認定案件14件につき、慎重審議を期する意味で、また、審議日数も必要であることから、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査にしたい旨、申し出がありました。

お諮りいたします。決算特別委員長の申し出のとおり、決算特別委員会に付託された認定案件14件については、閉会中の継続審査にいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会に付託された認定案件14件については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

### 請願第2号～請願第3号

### 議長（新平悠紀夫）

日程第33 請願第2号「町道認定及び改良工事に関する請願」及び日程第34 請願第3号「老人福祉センター「山せみ荘」の存続を求める請願」を一括議題といたします。今期定例会において、受理いたしました請願2件は、お手元に配布してあります、請願文書表のとおりです。局長に朗読をいたさせます。

（局長朗読、別紙陳情文書表のとおり）

請願文書表の朗読が終わりました。請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。請願第2号「町道認定及び改良工事に関する請願」、4番南正晴君

#### (請願の趣旨説明)

#### 4番(南正晴)

ただいま局長より朗読させました請願第2号についての趣旨説明を行います。

主要地方道、宇出津町野線と町道小間生1号線を結ぶ農道は地域に非常に密着した生活道路となっております。しかし、カーブが多く、幅員も狭いため、車のすれ違いも非常に困難な状況であり、徒歩や車輦でそこを通行する地域住民は非常に不安に思っております。

出来れば早急に改良、舗装を行っていただき、今日の車社会において非常に安全で安心して通行できるそういう道路としていただきたく、ここに財政多難な折り、町財政の苦しいところは理解賜りますが、現地をご視察賜り、この請願をご採択していただきたくお願い申し上げます。また、小間生区長ほか50名の方の署名もあり、認定及び道路改良建設がされれば、町規定に忠実に履行する事を申し添えます。

以上趣旨を説明いたします。どうかよろしく願いいたします。

#### 議長(新平悠紀夫)

次に、請願第3号「老人福祉センター「山せみ荘」の存続を求める請願」、5番向峠茂人君

#### 5番(向峠茂人)

それでは請願第3号「老人福祉センター「山せみ荘」の存続を求める請願」の趣旨説明を行います。

老人福祉センター「山せみ荘」は、名湯黒川温泉を利用して地域住民の健康と高齢者の交流の場として大きな役割を果たしております。また中には2km以上も毎日歩いてこの施設を利用している人もいます。年間約1万2千人余りの人が利用しており、岩井戸地区にとりましても唯一の貴重な福祉施設でございます。この施設が無くなるということは、地域住民特に高齢者の方々にとっては手足を取られたようにも匹敵します。

町財政も厳しいと状況とは思いますが、前に述べた現況にご理解を賜り老人福祉センター「山せみ荘」の運営を今後も存続されますよう、連署をもってお願いするものであります。議員各位の皆様におかれましては、この施設の重要性をご理解いただき何卒ご採択賜りますよう、お願いするのであります。これ

で趣旨説明を終わります。

## 委 員 会 付 託

### 議長（新平悠紀夫）

請願の趣旨説明が終わりました。お諮りいたします。ただいま議題となっております、請願2件は、請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、請願2件を、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。ただいま付託されました請願2件の審査結果については、今期定例会、会期中に報告をしていただきますようお願いいたします。

## 休会決議について

### 議長（新平悠紀夫）

日程第35「休会決議について」を議題といたします。お諮りいたします。委員会審査等のため、9月8日から9月11日までの4日間を休会としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。よって、9月8日から9月11日までの4日間を休会することに決定いたしました。次回は、9月12日午前10時から会議を開きます。

## 散 会

### 議長（新平悠紀夫）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時35分



## 開 議（午前10時00分）

### 開 議

#### 議長（新平悠紀夫）

おはようございます。

議員各位にはご多忙用のところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。

また、本日は午前中に特に傍聴者の方で、小間生地区の皆さんが傍聴になられます。また、その後、柳田中学校の3年生31名、そして引率者含めると、本日の傍聴人は58名ということになっておりますので、それぞれの議員質問者にとっては緊張しながらもまた質問をしていただきたいと思いますし、答弁者のほうにおいては執行者、特にご丁寧なご説明をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

#### 議長（新平悠紀夫）

ただいまの出席議員数は20人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

### 一般質問

#### 議長（新平悠紀夫）

日程第1 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、一般質問の形式は一問一答方式とし、能登町議会申し合わせ事項により質問者の持ち時間は答弁の時間を含め40分以内となっております。また、関連質問についても申し合わせ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

8番志幸松栄君

#### 8番（志幸松栄）

皆さん、おはようございます。

議長より、質問のお許しが出ましたので、私は本日は2点質問したいと思います。ひとつ答弁のほうもよろしく願いいたします。

先ほど議長から言われたとおり、傍聴席に多数の方々がおられますので、非常に心臓がドキドキしております。また皆さん、よろしく願いいたします。

それでは、1点目について、一問一答ということでございますので、私は本年度地震並びに水害その等、私たちが体験しました物事について、町長から答弁をもらいたいと思います。

それでは、地震の問題をひとつ質問いたしたいと思います。

地震の耐震化についてでございます。去る3月25日の能登半島地震並びに7月16日には新潟県中越沖地震、さらに追い打ちをかけるごとく、先月8月28日には大雨。ことしはまさに天災の年であります。不幸にも被災された方々に心よりお見舞い申し上げたいと思います。それで早急な復興を望むものであります。

災害の少ない能登というイメージは崩壊したと言われます。今や日本全国どこにいても天災に見舞われる日本になりました。北は北海道、南は九州、沖縄まで地震、水害、災害、天災と言われる日本になりました。

それで私たちは、災害時の安全対策、災害に強い基盤整備という課題がより強く行政に課せられてきたと考えております。以前から申し上げてまいりました厳しい能登町の財政事情とは思いますが、この問題は避けて通れないものと思います。それによって、町長も緊急の課題に集中的な投資を行う必要があると私は思うものであります。

多くの町民は、たとえ今まであった補助金などが削減されようと、公共料金が少し上がろうと、私たちの命を守る、財産を守るということは行政にとっては必要不可欠な事項になってきたんじゃないかなと私はそう思います。ただし、今、持木町長がやっておられる行政改革、その手を緩めてはなりません。重要な課題になっております。行政が改革の手を怠らず、また財源の確保に努力し、災害に強く、それともう一つ、皆さん全国的にも少子化問題騒がれております。その手も緩めず、それに対応する地域社会をつくらなきゃならないと私は思います。

その政策を推し進めるならば、町民の方々、ましてやきょう今までにない傍聴席に町民の方々が参られております。その方々に対しても恐らくやこぞって理解されることだと私は思います。その政策を町民の方々が支持されると思います。

そこで、そのお考えをお持ちでしょうか。今後の基礎整備、災害に強い基礎整備を推し進めるかどうか、町長に質問したいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

まず、議員のご質問の地震関係のお話なのですが、能登半島地震被害に関しましては公共施設等で13億円を超える被害が発生し、重傷が2名、軽傷が10名、全壊住家が1棟、半壊住家が10棟、一部損壊の義援金申請件数は1,130件となっております。震災当日及び翌日におきましては、鶉川公民館のほうに1名、神野公民館に24名、能登町役場に3名の方が自主避難もされております。当町の防災計画では、管内の公共施設98カ所を指定避難場所として指定しておりますが、3月25日の震度は5.6を記録しており、避難施設としての被害は旧神野小学校体育館の天井崩落が一番大きく、ほかではガラスの破損や、あるいは壁のクラック等がありました。

平成18年施行の改正耐震改修促進法によりまして特定建築物の所有者は耐震性能を確保するように求められております。当町におきましても、やはり児童生徒が集まる学校などを最優先して耐震診断を行い、財源を確保しながら耐震改修を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、先月の8月28日の本町を襲いました集中豪雨の内容につきましても、若干ご説明申し上げたいと思っております。

時間雨量強度は、宇出津地区で58ミリの降雨がありました。おおむね20年確率でありましたが、6時間雨量強度では175ミリを超えております。百年確率にも匹敵する豪雨で、道路の決壊あるいは河川のはんらん、がけ地の崩壊等あらゆる分野の箇所に被災が生じ、能登町にとりましては大打撃をこうむっております。この被災を教訓にしまして、安全で、そして安心して暮らせるまちづくりを目指しながら、さらなる基盤整備を行い、自然災害の防止に最善の努力を重ねていく考えでいますし、被災復旧には全精根を傾注し取り組む考えでおりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

### 議長（新平悠紀夫）

8番志幸松栄君

### 8番（志幸松栄）

さらにこの問題について、許されるならば再質問したいんでよろしいでしょうか。

### 議長（新平悠紀夫）

結構ですよ。

## 8番（志幸松栄）

一番最後に町長がいいことを言われました。安全で安心でということでございますけれども、私の質問にはありがたくそのような言葉をいただいて、それが当たり前だと思いますけれども、ただ、財政の問題という中での問題がまだあれでございます。

地震の5.6という、もし万が一7強の地震がいった場合には、能登町において7強の耐えられる公共施設があるのでしょうか、ないのでしょうか。その問題を町長に再質問したいと思います。

恐らくや、宇出津並びにこの柳田地区自体も少ないんじゃないかと思えます。7強に耐えられる施設を今後10年20年かけて構築していくのかどうなのか、ひとつ町長にお尋ねしたいと思います。

## 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

## 町長（持木一茂）

7強に耐え得るかかどうかというのは実際起こってみないとわからないことでもあります、しかしながら指定避難場所の見直しもあわせて、そういった建物の体力度の検証を計画的に進めていかなければならないと思っております。

その改修計画あるいは財源措置等検討しながら、公共施設の耐震化あるいは制震化、そしてまた免震化を推進していきたいというふうに考えております。

## 議長（新平悠紀夫）

8番志幸松栄君

## 8番（志幸松栄）

7強に耐えられるかということで、町長、そういう業務におりながら耐えられるかわかりませんと。

国のほうで、今公共施設その等に7強とかいろんな数値目標が出ておると思いますが、建築でも民間でも今、その後に質問しようかなと思っておりますけれども、民間でも家を建てるときに7強に耐えられるというような補助金も出ておると言われますけれども、そういう中でそういうあやふやなことはちょっといかがなものかなと。やはり国の法律にのっとって7強に耐えられる施設をこれから1棟でも1施設でもふやしていくというような状況でお答え願ったかと私は思っておりますけれども。

それと同時に、時間も迫ってきますのでその問題については7強の施設をつ

くるということで今後計画していくということで理解しまして、その次に災害に対しての問題のマップ。

今、合併しましたけれども、能都町の時にもやいやい私は言った案件でございますけれども、水害、災害にはいろいろと経費もかかることだと思いますけれども、予算をつけて災害マップ、災害の地図。ここにお年寄りがおり、ここに水害が起こりやすい、ここは地盤が弱いというような、そういう地図を能登町にはつくっておくべきではないでしょうか。それは恐らく経費も予算もかかると思います。そういうことであれば、防災対策並びに災害対策には早急に対応できるんじゃないかと思われま。

その等もう1件。この前の水害でございますけれども、能登町におかれましてももう少し、私たち能都町の時には行政が音頭を取り、清掃というものが何回もありましたけれども、もう1回も2回もふやし、未然に災害を小さくする行動をすべきじゃないかと思われま。

その2点について町長の答弁を求めま。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

まず、議員のおっしゃる災害マップと申しますか防災マップに関してなんですが、近年、異常な気象条件のもとで発生する自然災害に対処するため、県や防災関係機関と共同して防災上重要な施設や、あるいは危険箇所につきまして総合的な調査、検討を行って、災害を未然に防ぎ、あるいは拡大防止及び応急対策に資するとともに、防災体制の確立を図るため随時パトロールを実施しております。また、防災パトロールの調整結果を取りまとめまして、そして関係機関にその内容を通知するとともに適切な予防措置を講ずることとしております。

そこで、防災マップにつきましては、石川県の被害想定調査の結果を踏まえながら、避難勧告または指示の対象地域の選定などに活用するとともに、国あるいは県と協議の上、整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、町が音頭を取り、町内清掃ということなんですが、やはり日ごろ町民の皆様には道路愛護などの環境美化活動にご協力をいただいておりますこと、改めて感謝申し上げたいと思っております。

ことしの7月には、役場職員組合の主催で管内の主要道路の空き缶拾いを実施した際に、私も職員とともに参加させていただきましたが、約1時間程度の作業ではありましたが、2トントラックに山積みになるほどのポイ捨ての多さ

にびっくりしております。また、先日の豪雨の折にも被災箇所を何カ所か巡視いたしました中でも、やはり流木の多さはもちろんであります。側溝やあるいは冠水した水田の中にまで清涼飲料水の空き缶あるいはペットボトルが入り込んで雨水の流れを阻害しているのを目にしました。

このような事実を実際に見るたびに、やはり日ごろから道路の清掃を初め、宅地周辺の美化認識の徹底することで災害の拡大を未然に防止することができるというふうに思いますので、今後も町が実施しております道路愛護、環境美化活動はもちろんですが、地区地域での活動にも皆さん方のご理解、そしてご協力をお願いしてやっていきたいというふうに考えております。

### 議長（新平悠紀夫）

8番志幸松栄君

### 8番（志幸松栄）

もう1問残っておりますが、横目に見ながら時間をはかっておりますけれども、答弁は要りませんけれども、私の災害その等に思いついたことについてお役に立ちたいと思います。

町長冒頭に説明されましたけれども、避難場所の問題についても私はいろいろと町民のほうから聞いております。避難しようかなと思っても、そのときにはだれも玄関もあいてないということも一つ聞いております。そういうこともこれから耳を大きくして行動して、皆さん行政の方やっていっていただきたいなと思っております。

それと、これは町長の答弁にもありましたけれども、流木その等についてはもう少し清掃その等、私たち町民も町内でもいろいろと活動しております。その中でもう少しまた行政が音頭、目を大きく開いて、耳を大きく開いてやっていただければ、また水害、災害が未然に、大なり小なり被害が小さくなるんじゃないかなと思われま。

そういうことでございますので、ひとつまた。

それでは、2点目に移らせていただきます。

2点目は福祉の問題でございます。私は福祉の問題を2点目に挙げて、町長に答弁をもらいたいと思います。

厳しい財政の中におられると思いますが、福祉問題、福祉施策について質問したいと思います。

これはまさに7日の町長の説明にもあったとおり、人口統計の問題、同じような統計かなと私は思いますけれども、偶然にもその問題を調べても書いてありますが、それと同じことを言いたいと思います。

国立社会保障・人口問題研究所が推計を行った結果でございます。この前、7日の日に町長が言われたとおり、5年後ごとに能登町は2,000人ずつ減っていくということでございます。その問題をどう耐えていくのか。まさにそれから働く人口が半分以下になる。働かれる人口が。それから、子供が少なくなる。ただただふえるのは、私もその時期になっていくんじゃないかなと思うんですけども、65歳以上のお年寄りが半分以上になるというようなことでございます。

これは能登町における現状でございます。その現状を直視しながら行政はやっていかなきゃならんがでないかなと思います。格好のいいことばかり言うおつても、これからはなかなか対応できないんじゃないかなと思っております。

現在の財政事情は厳しいとは思われますけれども、国のほうではこの前もGDPがマイナスになりました。9カ月ぶりに。そういう中で財政も恐らく交付金も下がることでしょう。ただただ能登町やるのは福祉の財政をもう少し考えていかなきゃならんがでないか。それについてはやはり公共施設の古くなったものを統合並びにいろんな問題が山積みでございます。その行動をしながら福祉施策に現状を直視しながらこれからの老後、年寄りの福祉政策を重要視していかなければならないと思います。

その問題について、現在、町長は人口の減少、少子化問題、それと学校の統合、庁舎の統合、それについて町長の見解をお聞きしたいと思っております。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

まず、人口減少と少子化の現状とあるいは今後の推計についてなんですが、昨年9月に制定しました能登町の第1次総合計画で将来人口を推計しておりますが、全国の総人口が平成17年をピークに減少に転じるということでもあります。本町におきましても今ほど議員がおっしゃるように、今後、人口の減少が続くというふうに推測されております。

現在の傾向が続いた場合には、平成27年には1万8,000人程度になると推測されておりますが、しかしながら雇用創出による人口転出の抑制や、あるいはUIターンの促進、また少子化対策の強化によりまして人口減少のできるだけ緩和を目指したいということで、総合計画の目標年次であります平成27年の将来人口目標値を1万9,000人と想定しております。それに向かって今後も施策を取り組んでいかなきゃならないと思っております。

また、学校の統廃合に関しましても、財政面だけではなく、やはり子供たち

に適正な環境での教育というのが必要だと思いますので、学校統合については進めていかなければならないと思っておりますし、また公共施設にも能登町も合併しまして同じような施設でありますので、そういった施設の見直し、検討もしていかなければならないのかなというふうに思っております。

## 議長（新平悠紀夫）

8番志幸松栄君

### 8番（志幸松栄）

福祉の問題にもう1点だけ町長にお答えしていただきたいと思っております。

福祉を推し進めるにも財源ということが必要だと思います。今、町長が言われた統合、これまでも推し進めております。言葉ではそうかなと私は思うんですけれども、もう少し実践的により急ピッチに推し進めなきゃ、年寄りの高齢化になる速度よりおそくなるんじゃないかなと私はそう感じるわけがございます。

よって、もう1点は、これからこの能登町の現状を、12月を私はもう頭の中に描いておりますけれども、この町をやはり福祉の町、また現状、第1次産業の町ですね。そういうような過去に戻してやる気はないのかあるのか。いろんな多種多様なことをやっておってもなかなかやっぱりうまくいかんがでなかなと。これだけこの現状はお年寄りの多い町なんですよ。だれが言おうと、何が言おうと、どこ歩いてても年寄りばかり。それがふえていく、また。やっぱりそういうものを現状を見詰めながら町長は行政をやっているかやならんがでなかなと。それについて、やりますという答えは要りませんけれども、そこをまた町長の答弁を聞きたいと思っておりますので、この1点だけお願いいたします。

現状は、町長は何か私の質問に対して、現状は年寄りの町なんですよ。現在は。だから結局、いろんな方向策で町長はやっておられますが、あっちもこっちもやっておられますけれども、そういう方向で議論を交えながら、年寄りの町、それから労働者の町なんですよ。1次産業の。格好のいいことを言うて、何やらコンピュータとかあれやとか言うてもなかなかそういう企業も来ない。現状なんですよ。

そういうことで、より一層財政が厳しい折にそういう現状を見詰めながら福祉の町、年寄りの町ということを重要視していかれるのかどうなのかということをお聞きしたいんですよ。

難しいと思いますが、町長の今の見解をお願いします。



**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

結局、自治体の役目というのは、前にも申しましたが、福祉と教育と防災だというふうに私は考えております。ですから、高齢者のみならず、児童福祉からお年寄りまで福祉政策というのは今後も進めていかなきゃならないと思っております。ただ、財政厳しい、財政厳しいとだけは言うておれませんで、財政が厳しい中にはそこには知恵と汗をかいて住民サービスに努めていきたいというふうに考えております。

**議長（新平悠紀夫）**

8番志幸松栄君

**8番（志幸松栄）**

答えは要りません。

町長今言われました、私のきょう質問したことについてみんなマッチしておると思いますけれども、その3つの町なんです。ただし、私がいつも言いたいのは、この現状を見詰めて、お年寄りの方々が多くなってきておるということを見詰めながら、いろんな視察もしましたけれども、この町は福祉の町だ、この町は労働者の町だ、この町は企業の町だというようなことでいろいろと町の象徴がありますけれども、そういう現状を見詰めながら、変えられんげから、この町は。だけど、企業その等は私たちは生活しなきゃならん。私も漁業をやっておりますけれども、漁業については油も高くなりました。沖もなかなか出れません。燃油の関係で。だけど耐えてかなきゃ、生活しなきゃならないんです、企業は。

そういう中で、行政のやるべきことをもう少しこれから重点的に置いて町長にはやっていっていただきたいなど。その3つ。あなたが答えた、少子化、福祉、防災その等のことを重要視しながら今後やっていただきたいなどと思って、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

**議長（新平悠紀夫）**

それでは次に、20番大谷内義一君

**20番（大谷内義一）**

それでは、今回私は、高校再編問題を中心にして、町長並びに教育長にお尋ねをいたしたいと思います。

先般、県の教育委員会の諮問機関である会議が高校再編についての答申をされました。それは新聞紙上で掲載されておりましたので、私も見ましたが、町長並びに教育長も見られたと思うんですが、中身は大変能登にとって厳しい内容であると思っておりますが、この答申に対して町長並びに教育長はどういう評価をしておられるか、まずお聞きいたしたいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

今おっしゃる議員の、県のほうの学力向上教育改革推進会議の答申、新聞紙上で見ましたが、非常に議員がおっしゃるように、能登にとっては厳しい答申だというふうに考えております。

**議長（新平悠紀夫）**

教育長田下一幸君

**教育長（田下一幸）**

今ほど町長も申し上げたように、私も就任以来、県に出向きまして、青翔、北辰両校の存続について強く要望いたしておりましたが、結果的にさきの新聞等でこの発表がありました。しかしながら、能登町にはやはりこの2校の存続がぜひとも必要だというふうに思っております。

**議長（新平悠紀夫）**

20番大谷内義一君

**20番（大谷内義一）**

町長あるいは教育長は、私たちにとっては大変厳しいものだという評価をされたわけですが、私の評価を申し上げますと、この今回提案されました高校再編の答申は残念ながら小学生の答案のようだというように実は思っているんです。

それはなぜかと申しますと、今現在、県の教育委員会が発表しているのを見ますと、これから10年たっても石川県下の生徒は減らないんです。ただ、減るのは能登地区なんですね。450名ほど減るといのように数字が出ております。で

すから私はなぜこう申し上げるかという、県下全体で500人、1,000人の生徒が減るのならばそれなりの私は考え方もあるし、評価もしてあげたいと思うんですが、能登地区だけに生徒が減るから統合をなささい、廃校するという事では、私はそれは大人の知恵ではないと申し上げたいのであります。

もう少し県全体を眺めて、加賀や金沢、能登の格差を是正するという事において高校再編の道があるというように思っておりますので、あえて今回の答申は小学生程度の答申だと私は申し上げたいのであります。

そこで、町長、今ほど教育長が言われたように、残念ながら幼稚な答申ですけども県に出されたわけです。その中身では、能登青翔高校と北辰高校の統合が提案されております。それは奥能登8校の高校を3校にするという一環として提案をされております。

後ほど申し上げますけれども、町長はこの厳しい現状を受けてこれからどういうふうはこの再編の波を乗り切っていく、取り組んでいくかというお考えがあったらひとつお聞かせをいただきたいと思っております。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

今回正式な答申が出たわけなんです、8月には中間報告ということで推進会議のほうの答申が新聞紙上で発表されました。その直後に奥能登の2市2町の首長で県の教育長のところに要望に行ってまいりました。しかしながら、非常に厳しい回答ではありましたが、今後もやはり要望といいますか続けていかなきゃならないのかなというふうに思っております。

特に能登青翔高校と能都北辰高校の統合に関しましては、さきの第1次再編で統合が行われております。当時の第2次再編には、近い将来検討すべき学校の中にはこの2校は含まれておりませんでした。ですから、非常に今回の答申というのは理解ができないというふうに考えております。

ただ、生徒数の減少という、いかんともしがたい現状がありますので、どういった対策があるのか、議員の皆様にもお知恵をおかりしながら今後は取り組んでいきたいというふうに考えております。

#### 議長（新平悠紀夫）

20番大谷内義一君

#### 20番（大谷内義一）

町長は、生徒が減少していく中においてこれからどういう取り組みをすればいいか知恵を出し合いたいというお話でございましたけれども、今ほど町長言われたように、能登青翔高校も北辰も、北辰は水産高校と統合し、それから能登青翔高校は町野高校と統合したんですね。そういうことがわずか四、五年前に行われたという経緯があるわけですから、どうもその辺についても不満なところがあるわけですが。

私、町長、もう一つこの答申の中に重要なことが言われているし、隠されているというように思うんです。それは何かといいますと、今の案だと能登町に高校が1校残るような形を言っているわけです。でも私は、これはまゆつばものだというように思っているんです。それはなぜかといいますと、今県が示している高校の適正規模というのは1学年4学級から8学級とこう言っているんです。例外として3学級を認めると、こういう言い方をしているんです。ですから、1学年2学級は統廃合だよという言い方なんですね。そのことを今我々がどう考えて県に対してその問題を提案していくかということが大事なんです。

なぜかといいますと、町長、今能登町の子供の出生率を見ると年間100人を切っているんですよ。そうすると、1学級40人定員とすると3学級でも120人。適正規模と言われる4学級だと160人要るんですよ。そうすると、当然今2校が統合しても残らないことが起きるんですよ。出生率から見れば、多少ほかの地域から入ってくるにしても、やはり出ていく生徒もいるわけですから、基本的なものは崩れていくんですよ。

ですから私は、この点を今我々が重要視して県に対してその1学年4学級から8学級という適正規模というものの見直しを、あるいはまた、もう一つ言うと地域性を考えた学校配分というものを考えていただかないと、この能登町に高校はなくなってしまうという私は危険性を感じているから、強い言葉で申し上げているわけでありまして。

どうかその点をこれから町長ひとつ考えて取り組んでいただきたいと思うんですが、一番最後にまたひとつ質問いたします。

一つ教育長にお尋ねしますが、3町村が合併をして教育に対する考え方もどういうふうになっているか私も余り、勉強不足なんですけど、今現在、能登町の中学生がどういう高校にどれぐらいの割合で進学しているか参考までにひとつお聞きいたします。

**議長（新平悠紀夫）**

田下一幸教育長

**教育長（田下一幸）**

議員お尋ねの中学生の高校への進学状況であります。能登町の5中学校における進路状況について、ここ2年間、いわゆる合併してから2年間の状況をご報告いたします。

平成18年3月の卒業生は、能都北辰高校と能登青翔高校の2校へ87人、約43%であります。また、珠洲実業高校と飯田高校へ80人、38%で、この4校を合わせますと8割の生徒がいわゆる今言われておる区域の中の学校に進学し、なお2割の方が能登以南と申しますか、そういう学校へ進学されております。

### 議長（新平悠紀夫）

20番大谷内義一君

### 20番（大谷内義一）

それでは、教育長もう1問お尋ねしますが、これから質問する問題はなかなか大変難しい問題なんですけれども、今世界で日本人ほど国を愛する心の乏しい国はないと言われております。そういうことでかなり教育行政についての改革がなされてきておりますが、そのやはり根底にあるのは、我々がいかに生まれ育った郷土を理解し、そして愛していくか。愛着を持っているかということが私は基本にあると思います。

ですから、今合併をした小学校やあるいは中学校がどういう能登町に対する理解、文化や産業その他についての理解、伝統もありますが、そういうものをどういう形で教えているのか。あるいはまた、中学生になると高校あるいは就職ということで進路指導もされるわけですが、その辺はどういう基本的な考え方で指導しておられるのか、お聞きいたします。

### 議長（新平悠紀夫）

教育長田下一幸君

### 教育長（田下一幸）

議員ご質問の点に、若干私もまだ日が浅いわけでございますけれども、今現況の能登町の進路指導並びに郷土愛についての考え方について説明させていただきます。

まず、進路指導の面からですけれども、いわゆる進路指導については全体目標、中学1年生から2年生、3年生とそれぞれの段階に応じた進路計画と申しますか、具体的に言えば1年生では進路への興味の関心を持たせるような講義。また2年生では、その吟味と申しますかそういったもの。3年生では、具体的な進路状況について相談していく。当然そこには高校見学をしたり、例えば

就職の職場体験をしたりして、最終的には生徒一人一人が家族の方と相談され、決定するということが原則であります。

ただ、先ほど申しました柳田の青翔高校にいたしましても、生垣聞蔵さんが私財を投じてつくった学校であると。伝統を持った前身校であるということも、郷土愛の中に教えておられるか。その辺のところ、ちょっと私も確認はしておりませんが、そういった郷土の歴史ということも、教師一人一人がそういうことを通じてまた伝統を重んじていくということも大事な事柄の一つかと思っております。

また、小学生の時代に、特に郷土について教えるということについては、小学校3、4年生で郷土を知るというような意味で、総合学習の中に町の状況がわかるような副読本を作成いたしまして、新町になってから作成し配付しております。そういう小さいときから郷土のものを知ると。

また、私の地元のことでちょっと一部分的なことになるかもしれませんが、鶴川地区では昔から久田船長とか阿武松緑之助とか、そういったまた町内の歴史、文化を知るために、いろはがるた等をつくって、それは公民館活動の中に行っている一環であります。そうしたことで少しでも郷土を小さいうちから理解するというようなことに努めております。

それぞれの校下ごとに、それぞれの特色のある郷土づくりということについては、学校管理運営計画というものを年度当初につくります。その中にそういう目標を掲げます。それは当然、能登町の中の大きな、例えば町民憲章にありますように「歴史に学び、スポーツと文化を育むまち」づくりとか、教育の理念の中に「めざす人間像」として「ふるさとに誇りをもち、広い視野にたって社会に貢献する人間」づくりとか美辞を並べてございますが、そうした精神の中にそういう学校管理運営計画というものを定め、個々の授業の中でそれをどういかに具現化していくかということが求められてきておりますが、ただ、先ほどそういう郷土を教えることと進学、郷土に残ることと必ずしも一致していないところにいま少し歯がゆさも感じておりますが、これはまた大きな社会の中でいろんな要素があると思しますので、その辺のところについてもいろんな皆様のご意見を賜りながら進めてまいりたいと考えております。

## 議長（新平悠紀夫）

20番大谷内義一君

## 20番（大谷内義一）

実は教育長に私の質問の感想をお聞きしようと思ったんですけれども、今ほど進学指導と、それから地元の高校に入るということと落差があるということ

について悩みを申されたので質問を省略します。

そこで、町長、お聞きしたいんですけども、町長にお答えをしていただく前に私のほうから一つの提案といいますか、経験をしたことを参考になればと思って申し上げます。

それは、ご案内のように、宇出津高校と水産、柳田と町野が統合しました。宇出津、水産がどうなるのかということで、旧の能都町の議会でかなり議論をされたのを私は何回も拝聴いたしました。また、私たち、柳田の議会におきましても柳田農高の生き残りということでかなり議論もし行動も起こしました。

私、町長、参考までにもう一つ、高校再編の中で大事なことがありますので申し上げますが、三重県の昴という県立高校を私訪ねたんです。その三重県の昴という高校は全寮制で、1学年120人、3学級を定員として募集している学校なんです、その村の人口は4,000人ですから柳田より小さいんですね。そういうへんぴなところでも募集をすると定員を上回る生徒が集まってくるというんですね。

それはなぜかということで私3回ほど行って、そこの村の教育長、校長にお聞きしたんです。そうしたら返ってきた言葉は、それは学校の教育の内容を充実することだ。学校の教育の中身を充実するということは、優秀な先生がおらなければできないんだということで、私たちは村の総力を挙げて学校の優秀な先生の獲得をしている。県立ですけども、私たちは頑張っている。こうおっしゃったんですね。それはもちろん、県の教育委員会にも働きかけるけれども、私たち村民があそこの学校にああいういい先生がおいでということになると、私たちは個人攻撃でお願いに回ったと。そういうことによって、学力が上がり、学校の評判がよくなって、あの先生がおいでなら、あの学校へ行こう、昴の学校へ行こうということで今現在定員を上回る募集ができるというお話を聞きました。

それを私たちは受けて、柳田高校に今、町長に顧問になってもらっている整備検討委員会というのをつくったんです。その整備検討委員会というのはどんな役割を持ったかといいますと、それは3つあります。

1つは今申し上げたように、学科改編を行って、学校の教育の中身をよくするという。もう1つは、生徒の募集に力を入れるということ。もう1つは、政治的な活動を起こす。この3つを柱にして私たちは整備検討委員会を立ち上げて、ようやく先般の第1次の再編を乗り切ることができたわけなんです。

ですから私は、こうしたことをひとつ町長、どういう事態がこれから起きるか知りませんが、町を挙げてそういう私は取り組みをすべきであるというように思っております。

そういうことで、ひとつ町長には県や行かれとるわね。教育長であれ、ある

いは知事であれ、やはりこの奥能登の教育の現状、経済の現状を訴えて、厳しいことは厳しく申し上げて私は対処していただきたいと思うんですが、町長のお考えをお尋ねいたします。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

やはり議員がおっしゃるように、能登青翔にしろ能都北辰にしろ、県立高校とはいえ、やはり地元にある高校というふうに私は考えております。ですから、今ほど整備検討委員会の顧問もさせていただいておりますが、私自身は北辰高校の育成会の会長もしております。そういった意味では、2校とも大切な高校だというふうに考えております。

また、そういった今回の答申による統合が発表されたわけなんですが、やはり今議員がおっしゃるように、教育の中身の充実あるいは優秀な先生を招致して、そして町外からいろんな形で生徒募集というのにも必要だというふうに思っております。

また、青翔高校のほうでは、校長先生以下先生方が金沢あるいは加賀方面まで出向いて生徒募集をしているというお話も聞いております。そしてまた、青翔高校には立派な寮もありますので、そういった意味では町外から寮生活をして高校生活というのは送れる可能性というのは非常に大きなものがあるかと思えます。そういった意味で、教育の内容の充実、そして町外からの生徒募集というのにも両校とも進めていかなきゃならないのかなというふうに思います。

それによりまして、両校の特徴的な農業あるいは水産系の科が残る可能性というのもありますし、そういった意味では逆に全県からそういった農業あるいは水産に興味のある生徒が来てくれる可能性のある学校だというふうに考えておりますので、そのためにも教育内容の充実というのは今後一生懸命取り組んでいかなきゃならないと思えますし、県のほうにも要望していかなきゃならないというふうに考えております。

#### 議長（新平悠紀夫）

20番大谷内義一君

#### 20番（大谷内義一）

しっかり取り組んでいただきたいと思いますが、やはり町長、政治というのは大事なんですね。私、思い起こしてみますと、石川県にこれほどたくさんの方



高校ができたというのは、中西知事がどう言われたかという、加賀と能登の格差是正をするんだと。そして、教育の機会均等が大事なんだと。そのために高校をつくることによって、そこの文化のレベルが上がれば経済効果も出てくるんだと。そういう高邁な政治哲学によって中西知事は今の石川県下の高校をつくられたんですよ。今それが消されようとしているということについて、私は非常に残念でなりません。

また私も機会があったら今の知事にも申し上げたいと思うんですが、また町長も機会があったらぜひひとつ訴えていただきたいと思います。

それでは最後に、私、一つの願いということで一つ申し上げたいんですが、江戸城の築城にかかわったと言われる太田道灌という人がおられるんですね。この太田道灌が狩りをして帰られた。その途中で雨が降ったので、1軒の農家へ寄ってみのを貸してくれないかと所望された。そしたら、そのあるじが一輪の花を出された。それを見て太田道灌はこういう歌を詠んだんですね。

「七重八重 花は咲けども 山吹の 実の (みの) 一つだに なきぞ悲しき」

そういう歌を歌われた。私はそのことを聞いて、やはりそういうユーモアがお互いに理解ができる、そんな県政であったり、私は町政であってほしいというこの願いを申し上げて、質問を終わります。

## 休 憩

### 議長（新平悠紀夫）

しばらく休憩いたします。11時10分から始めたいと思います。（午前10時57分）

## 再 開

### 議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時10分再開）

次に、2番椿原安弘君

### 2番（椿原安弘）

例年になく暑い夏でありましたけれども、ようやく秋の気配が漂う季節となりました。

去る7月の参議院議員選挙におきましては、与党である自民党が歴史的敗北を期し、民主党が大躍進いたし、参議院では野党が過半数となりました。与党の敗北の原因は何といても年金、政治と金、閣僚の失言問題であり、また安倍内閣の地方に対する配慮不足等が挙げられると申し上げるところです。8月

27日には、安倍改造内閣が発足いたしました。新体制では、我々地方のことを重要視して格差のない政策を進めていただきたく思う次第でございます。

また、去る3月には地震があり、その復旧対策に取り組んでいる中、先月の29日には能登町に集中豪雨があり、土砂崩れや農地の冠水被害など大変な被害となりました。被害に遭われた方々にはお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは質問に入りたいと思います。

通告のとおり、町長と教育長にあわせて3件の質問をいたしたいと思います。

まず1点目は、男女共同参画推進について、町長に質問いたします。

平成12年4月、地方分権一括法が施行されました。これに伴い、地方公共団体はみずからの判断と責任のもと、地域の実情に沿った行政を実践していくことが期待されております。すなわち、それぞれの地方公共団体がその異なる条件を生かしつつ、少子・高齢化の進展、経済活動の国際化、情報通信の高度化、家族形態の多様化など、急速に進む時代の変化を的確にとらえ、多様で活力ある地域づくりを推進することが求められております。

今後、地域の活力を高め、このような変化を乗り越えていくためには、地域に住む女性や男性がその個性と能力を存分に発揮できる社会をつくっていくことが必要でございます。その社会こそが男女共同参画社会であると思います。

平成11年6月には公布、施行された男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念とこれに基づく基本的な施策の枠組みを国民的合意のもとに、社会のあらゆる分野において、国、地方の公共団体及び国民の取り組みが総合的に推進されることを目的としております。また、この法律は男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現し、女性も男性もみずからの個性を発揮しながら生き生きとした充実した生活を送ることができることを目指すものであります。

石川県においても、平成13年に推進条例を制定し、いしかわ男女共同参画プランに基づき推進されておりますが、ことし3月にはプランの改定がなされております。

能登町においては、石川県から委嘱された石川県男女共同参画推進員が8名おられ、活動されております。私の知っている推進員の方も積極的に活動されている様子であります。

男女共同参画基本法第14条では、「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない」と規定されております。

きめ細かく能登町地域の実情に応じた推進を行うためには、条例を制定し、能登町としての行動計画や推進体制の整備、審議会の設置を行い積極的に推進

する必要があると思います。

石川県の市や町では、半数くらいが条例化しているようでございます。

そこでお聞きしますが、能登町の現状はどのようになっているか。また、今後、条例化し積極的に推進する気持ちがあるか、町長のご所見をお伺いいたします。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

それでは、ただいまの椿原議員の男女共同参画の推進につきまして答弁をさせていただきますと思いますが、男女共同参画に関する条例の制定と行動計画の策定によりまして男女共同参画社会の積極的な推進を図るようというご提案だと思いますが、現在、能登町におきます取り組みとしましては、満二十以上の男女1,000人を無作為に抽出しまして、男女共同参画に関する町民意識調査を実施したアンケート結果を集計しております。

石川県男女共同参画推進員として、議員がおっしゃるように能登町には8人の方がおられます。年4回程度、推進員学習会を開催しており、町民の方を対象に講演会の開催も行っております。ことしは11月の11日にドメスティック・バイオレンス、通称DVと言われるものですが、その被害者の支援をテーマに開催を予定しております。また、電話によりますDVホットラインのとを毎週火曜日に開設し、暴力に悩む女性の皆様への電話相談を行っております。

条例につきましては、現在制定に向けてアンケートの分析を行っているところですが、県内他市町の整備状況も参考にしながら今後実施していきたいというふうに考えております。

### 議長（新平悠紀夫）

2番椿原安弘君

### 2番（椿原安弘）

最近地震や台風、豪雨など自然災害が多くなっておりまして、地域防災が大変重要になってきております。防災会議等はあて職が多く、従来から女性はなかなか参画されておられません。しかし、いざ災害が発生するとケアするのは女性というふうに役割分担が固定化されておる懸念があると思います。

災害発生時には、女性が二重に被害を受けるということがあるようでございます。ですから、防災会議等も初めから女性が入っていればそういうことがな

くなるのではないかと思うわけでございます。

また、能登町では、昨年の町議会議員の改選によりまして新たに女性議員が誕生いたしました。来年4月からは執行部側にもこの席に女性課長が出席されることを願いつつ、この質問を終わりたいと思います。

次に、中学生議会の開催についてを町長と教育長に質問いたします。

関東甲信越地区中学校長会研究協議会長野大会でのある中学校の実践報告によりますと、生徒の自分づくり、自己実現のための自己主張力の向上のため、中学生議会が数年前から開催され、自分の意見を主張することが苦手な生徒が多かったのが改善され、また、町執行部にとっても町の将来を担う中学生の考えを町政に反映させることで、町への愛着を高めてもらう機会になったと好評のようであります。

能登町でも去る3月の生涯学習振興大会には、8人の中学生の「私が町長だったら」の表題で作文の発表と表彰がありました。その発表を聞いていたわけですが、中学生は非常に町の将来を考えていることが大変参考になりました。町長も聞いておられ、大変参考になったのではないかと思います。

このように、中学生の純真な心の町に対する気持ちを町政に反映させ、また生徒たちの自己主張力の向上を図るため、この議場において中学生議会を開催すればと思いますが、町長と教育長の所見を伺いたいと思います。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

議員ご提案の児童生徒の町政参加についてと、そして郷土の愛着心の高揚という点についてであります。さきの議会におきましても町長はみずから子供たちとの語らいの場を持つてとのご指摘も賜りました。私も機会を見て、できるだけ子供たちとの触れ合いの場を大切にしたいというふうに考えております。

ご提案の中学生による模擬議会の開催についてであります。全国的に見ても、あるいは県下においても実施されているということは承知しております。旧能都町、旧内浦町においても開催されたかというふうに記憶しております。近隣では輪島市、珠洲市、穴水町のほうでそれぞれ実施されているというところであります。子供たちの発声も町政には非常に大切であろうかと思いますし、また次代を担う子供たちの郷土愛を育てるということでも大切なことだというふうに考えますので、教育委員会のほうで学校側と検討するように指導したいというふうに考えております。

きょうも中学生が議会を傍聴してくれておりますので、こういった機会をも

っともっとたくさんつくっていければいいなというふうに考えております。

### 議長（新平悠紀夫）

教育長田下一幸君

### 教育長（田下一幸）

ただいま町長が申したように、私どものほうで関係者と協議したいと思えます。また、きょうはいみじくも柳田中学校の3年生31名の方がこの議会の傍聴に来られております。そうしたことで、町を知るということでは、先ほど大谷内議員のほうから質問がありました郷土について関心を持っていただくということの一つのあらわれかと思えます。

また、先ほどこのことについて今後協議するとありますが、きょうは31名の皆さんは傍聴の席です。発言はできませんので、また、これが終わってからいろんなご意見をこの立場に立って質問して執行部の方が答えると。そういったことをやればどうかという椿原議員さんの提案ですので、そういうこともまた頭に置きながら、きょうの学習、いわゆる公民の学習に努めていただければと思います。

ちなみに、町のほうとしては郷土を知るということで、小学校3、4年生の中で郷土についての副読本を作成して、そういう総合学習の中で学んでいただいておりますし、また今ほど申し上げた公民の授業でこういった機会について勉強していただく。また、議員さんのほうで、先ほど「私が町長だったら」という作文についても毎年100名を超す方の応募があるということで、そういったことでそれぞれのユニークなアイデア。私も就任後であります、8作品の一部でありますを読ませていただきました。なかなかユニークなものもありました。

そういった点で、自分の自己主張力の向上という観点から、そういったことにチャレンジしていただく。そのことがひいては郷土を知るということでもありますので、また、ここで校長先生もきょう見えられておりますし、各教育委員会また各校長会、それぞれ現場の方々の先生のご意見も聞きながら前向きに検討させていただきます。

### 議長（新平悠紀夫）

2番椿原安弘君

### 2番（椿原安弘）

中学生議会が開催されることによりまして、我々議員も子供たちの素直な気

持ちと申しますか、考え方について学ぶことがあるんじゃないかと。そういうことで提案をいたしたわけでございます。

次に、小中学校の教職員にも町職員のバッジ着用について、この件につきまして教育長に質問いたします。

この件につきましては、去る6月の県議会の文教公安委員会で論議され、県の中西教育長は、県立学校の教職員に地域の帰属意識を高めてもらうため、県の記章着用徹底を校長会などで指導していくことを強調していたようでございます。

石川県は、高校職員の採用時、一般職員と同じバッジを支給しているようでございます。地域のために心を一つにして働いてもらうためであるとのことであります。ところが小中学校の職員は市や町に配属されるため、バッジが支給されておりません。そのことが地域への帰属意識を薄める理由の一つになるのではないかと思います。

小中学校教職員も配属先の地域の自治体職員と同じバッジをつけるようにすれば、そうした意識が高まることで地域への思いが強まるのではないかと思います。

能登町に配属された教職員にはバッジを支給して、能登町立学校の職員としての誇りと自覚を持って、能登町の子供たちのために教壇に立って一生懸命働いていただきたいと思っております。

職員バッジが教職員の意識高揚につながるのではないかと思いますけれども、教育長の思いはどうか、お伺いいたします。

#### 議長（新平悠紀夫）

教育長田下一幸君

#### 教育長（田下一幸）

議員ご質問の、小中学校の先生方に町のいわゆる、私今ここに付けておりますこのバッジを貸与させればどうかということのご質問であります。

議員ご指摘のとおり、県では県職員、高等学校の先生方等に貸与させております。また、市町村の職員については身分が県にありますので、いわゆるそういうことで現在は貸与されていないと。しかしながら、先生方の管理面等については市や町の教育委員会にあるわけですので、そういったことで先般、金沢市がそういうことにチャレンジするという報道がなされております。

日ごろから先生方は、最近、広域人事ということで、必ずしも校下の人が校下の先生をやるということがなくなってきている面もあります。そういった面で、新町のバッジをつけて、日ごろからも当然その職を全うされておるわけで

すけれども、さらなる地元の生徒に対しての愛着心という意味での着用かというふうにとらえますので、そういうことについては行財政改革の点から見てももう少し検討して、またこれも先ほどのちょっと話になりますが、皆さんのご意見もお伺いしながら、町章がいいのかそれより、先ほどちょっと校長先生にお聞きしたら、こういうやつではちょっと授業中が余り見えないから云々ということがありましたので、そこはまた知恵と工夫で、意識の高揚という面でそういうことも大切かと思っておりますので、検討させていただきます。

## 議長（新平悠紀夫）

2番椿原安弘君

### 2番（椿原安弘）

検討されるということでございますが、学校の先生も地方公務員でございます。地域の奉仕者としての自覚を促すためにもバッジ着用も意義あるものだと思っております。

ただ、バッジをせっかく支給しても着用しなければこれは意味がありません。役場の職員でも毎朝着る服にバッジをつけるのが面倒という職員がいると聞きますけれども、これは公務員としての意識の問題でございます。

教育委員会、今後もし教職員にバッジを支給し、バッジ着用を義務づければ、かた苦しいとか毎朝つけるのが大変だと思う方が出てくるかもしれません。しかし、先生は子供が乱れた服装をしたり、名札をつけてこなかったりした場合は注意しなければなりません。先生という立場上、当然ルールを守ってくださると思っております。

こうしたことで、教育現場の空気を変えることが公教育再生の第一歩になるのではないかと思う次第でございます。

以上で私の質問を終わります。

## 議長（新平悠紀夫）

それでは次に、12番山本一朗君

### 12番（山本一朗）

まず最初に、先般の大雨の災害の後の衛生問題的な始末の質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどから災害マップをつくれれば良いと言われておるんですが、それは当然。少しおくらせているんじゃないかと私も痛切に思います。

地震というのは突然来るものでありますが、雨とか台風というのは1週間前、

数日前から天気予報等で予測されているんですから、雨対策に関してはマップがもしあればどの川のどの辺にどれだけの雨量でどれだけの土のうが要るかということは当然計算できるわけなんです。その計算がしてあれば、当然予測が先にしてあるんだから、その近所等に土のうを預かってもらえる家等をポイントを確保しておけば、意外と手おくれにならずに済むんじゃないかなと。なかったのかなと思うのが今回の雨に対する反省点かと。

私たちの近くの川でも10分間であっという間にあふれてきて道が川になってしまったようなもので、その点。それから土のうを探しに消防等に電話かけて行っても人出がない、トラックが今ない、そういう形で随分ちょっとおくれしてきたんじゃないかと思うんですが。

それはそれで災害として、今回の水のつかった家でトイレ等がかなり、まだ下水道なりにつなげてないところが、旧式なもんでそういった汚物なり、においが立ち込めたと。そういったものに対しての翌日からの対応というのは、一番衛生的に人体に悪影響を及ぼすようなものがあるもんで町長も危惧されておりましたが、どのような指示をぱつと出されて、課長はどう対応されたのか。その辺、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

大雨災害後の環境衛生問題ということでご質問であります、まず私が災害が発生しました当日の8月28日は、公務のため町外に出張中であり、その出張先で降雨災害の状況連絡を受けましたことをまずもってご報告させていただきたいと思っております。

大雨災害後の環境衛生予防につきましては、翌日の29日朝一番に担当課長より、旧能都町において実施しておりました床下浸水をした地区で、雨水の流入したくみ取り式トイレ、あるいは浄化槽のくみ取り料の減免措置及び中和剤としての消石灰を配布する旨の報告を受けましたので、そのとおりに対応するように指示したものであります。

実際の現場対応につきましては、担当課長より説明させていただきます。

#### 議長（新平悠紀夫）

環境対策課長竹下正雄君

#### 環境対策課長（竹下正雄）



それではご説明させていただきます。

まず、水のつかった家のトイレ等の衛生的後処理ということについての対応ということでございますが、28日、日中におきましては管内で多数の地区で床下浸水等の被害が発生しております。その当日の夜でございますが、あす床下浸水によるくみ取りが発生するのでバキューム車の待機をクリーンサービスのほうへ要請をいたしております。

29日の朝には、先ほど町長が申しましたとおり、町長への床下浸水地区への対応につきましてご報告申し上げまして、その許可を得まして、クリーンサービスへのくみ取り依頼がありましたら速やかにくみ取りをするように依頼をしております。それと同時に、消石灰の調達を行いまして、区長、町会長さんへ消石灰を配布する旨の連絡をいたしまして、その後の取りまとめもあわせて依頼を申しました。

区長、町会長からの配布要望を受けまして、必要数を区長、町会長宅へ配布し、町内の浸水家屋への配布をお願いしたものでございます。

以上であります。

#### 議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

#### 12番（山本一朗）

大変速やかな対応だったと聞いておりますし、思っているんですが、町長にもう一回お聞きしたいんですが、これだけ速やかにトイレのくみ出し、そういうものをされたら。それは先ほど町長の言葉で、旧能都町でやっていたと言われたんですが、旧内浦はやってなかったのか。じゃ、旧内浦町のときは水が入ったときは有料で住民の方が取られたのか不思議なんですが、能都町だけが無料みたいに取ってあげてたのかと。

そのところをこの機会に統一して、新能登町は雨が降ってこうなって、便所にこうなってはらんした場合はこうするという一つの規定等を今のうちにもうつくっていただいたら、町内会長、区長なりも作業が楽だと思うんです。どうなのかこうなのかという不安の前に、うちの町ではこうなるんだからと住民に説明がきちっとできて、お互い対応もスムーズにいくと思うんです。その辺、町長はどうお考えでしょうか。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

今の議員のご質問の旧の内浦町では、そういうことをやってなかったというふうに聞いております。しかしながら、やはり能登町ということで今回は旧の松波地区でもそういった場所がありましたので、減免措置、そしてまた消石灰の配布ということをさせていただきました。

### 議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

### 12番（山本一朗）

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

地産地消の学校給食のその後についてということなんですが、合併以来、新能登町は新鮮な海の幸、山の幸が四季折々にあり、非常に恵まれたグルメ町としての地位を確保できたかと思っているんです。そんな中、過去においても数多くの議員諸氏から地産地消という言葉が発せられ、これを学校給食に取り入れられないのかという質問も数回ございました。答弁や説明でも地産地消というものは、地域の人々が昔から当たり前実践してきたことであり、近年に至っては地域活性化の一つの道でもあり、つくる側と協議して真剣に取り組みたいという内容が多かったと認識しているんですが。

そこで質問いたしますが、この2年間でどの学校が何件、何回、どのような食材を利用した地産地消の学校給食を実施されたのか。わかっているならば教えていただきたいと思うんです。

また2点目として、地産地消に絡んで能登町商工会が中心となり、いしりを現在、石川県ともどもJAPANブランドとして全国に売り込み、ニューヨークまでも行っておるのが現状ですが、それに伴い、いしり関連やその他の周辺の商品もメニューもともに完成しているが、それらを利用されたことはあるのでしょうか。

また3点目として、同じく深層水事業においてもブランドマーク認定商品もできつつあり、今後の開発に拍車をかけているんですが、その商品等もお使いになられたことがあるのか。これも一つご説明願いたいと思うんです。

七尾市においては、沢野ゴボウや中島菜を中心に能登野菜を活発に子供に食べてもらい、地域にとれるものを地域の子供に親しんでもらう工夫がなされ、かほく市でも「かほつくり」というサツマイモをブランド化してさまざまなメニューを何回となく工夫して提供されておりますが、現在の能登町の取り組みのご説明をお願いいたしたいと思います。

参考に申しますと、富山市の池多小学校ではかなりメニュー化が進んで、地

元の方々と協働でサツマイモでつくる芋まんじゅう、のっぺい汁、里芋おはぎとかそういったものが給食に使われている次第です。

岩瀬町の全国優秀な岩瀬小学校ですか。そこの給食に至っては、その日のとれた岩瀬漁港の魚が給食に出て、とってきた漁業の代表者なり漁師のお父さんが子供と一緒にその魚を教室で食べて、魚の漁法とかうまさとかを説明して、その子供らがだんだんだんだん魚に親しんでいく。そうやって評価されておりますが、能登町のほうはどうなのか、教えていただきたいなと思うんです。

それと、タイトルを変えまして、地産地消にちなんでいるんですが、学校給食でもう1点大きな項目として、この春先から中国発猛毒食品の恐怖が世界の人々に与えた影響は非常に大きいと思うんです。皆様方も十分にご理解されていると思いますが。

5月には、パナマで発覚したせきどめシロップが原因で子供が300人以上も死んでいる。原因は簡単なもので、工業用薬品と薬品を間違えて入れてしまったものを輸出してしまった。6月には、日本でも鉛やカドミウムが溶け出す土鍋、毒性を含む歯磨き粉が札幌なり東北地方、東京で摘発されている。その他ヨーロッパでも非常に問題点があります。

中国の交通事故の年間死亡者が8万人なんですが、食品の事故で亡くなる方は10万人を優に超えているという現状もございますので、そういった商品を我々の町の子供たちに、きっちり検査をしているのかしてないのか。ただ、商品であれば何でもいい。安ければいいというもんじゃないと思うんです。

その辺、給食の何か規定か何かで限定をしておられるのかおられないのか、わかっている限りご説明願いたいと思うんです。

以上でございます。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長自身はいいですか。

#### 12番（山本一朗）

いいですよ。どちらでも。

#### 議長（新平悠紀夫）

学校教育課長國盛孝昭君

#### 学校教育課長（國盛孝昭）

お答え申し上げます。

実務的な面でございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

議員には再三この議会の折、それからいろいろな場面で地産地消の必要性というものは説かれてきておいでますので、大変敬意を表しておるところです。

きょうは中学生傍聴しておりますけれども、学校給食においては、第1点、学校給食の目的は当然議員もご理解だと思っておりますけれども、地産地消、地元の産物を給食に使うということが1点と、もう1つは問題になっております中国産のそういった製品を使っているかどうか、また検査をしているかどうかと。2点かというふうに思っております。

まず第1点目の地元産の産物を給食に使っているかということで、まず、しょっちゅう使うということは量的な問題とか物流の気候的な問題でなかなか難しい面もあります。それから、給食費の単価、コストの問題もありますので難しい点があるんですけれども、学校としては3名の現在栄養士おるわけですけれども、カロリー計算とかいろいろな献立の中で、できるだけ地元、特に能登町でとれる例えば魚介類、それから野菜、果物等は使うような工夫はしております。

具体的に例を挙げますと、昨年ですか、海洋深層水で試作した農協のトマト。トマトは結構コストも上がりますけれども、農協のほうから提供されて試食という形で使ってもおります。それから昨年の7月ですけれども、加能丸、北辰高校がとってきた船凍イカですか。これを全校小中学校で使ってはみたんです。ただ、こういった生物、魚介類等には限られたスペースの中で、とってきてすぐ加工して料理していくという点では問題もありますけれども、加工されたものであれば即使用われるかなというふうに思っています。あとは、特にブルーベリーですね。柳田のブルーベリーなんかは、例えば給食に1品添えるとか、こういった工夫は行っております。

それから、今商工会で開発、取り組んでおいでるJAPANブランドのいしりですか。これにつきましては、若干塩分の濃度の問題とかバランスの問題もありまして、すべてを使うというわけにはいきませんが、過去においては試しで隠し味程度で使っております。これは旧能都町においても過去から使っているように聞いております。統合してからも栄養士の配慮で、そういったいしりを使った料理を工夫しております。

こういった特産的なものを使う場合は、食堂を持っていない学校もあるんですけれども、全体で食事をしている中で説明を加えたり、こういったこともやっております。

それから、中国産の問題ですけれども、確かに給食に段ボール入りのまんじゅうなんかは出すわけではないので、当然のことなんですけれども、器で例えば土鍋とかそういったものは中国産のものはまず使っておりません。国産のもので基準を満たしたそういう器材は当然使っております。一々検査なんかは行っ

ておりませんけれども、例えば産物のほうでは、例えば加工品で干しシイタケとか、過去にコストが安いものですから使った経緯もあるんです。最近ではほとんどそういったものは排除して国産品にかえるように指導は行っております。

それから、特に魚介類や大豆等々でどうしても国産のもので手に入らないようなものもあるんですよ。そういったものは県の学校給食会、そういったところの指導も仰ぎながら納入する業者に対して指導はしておるんですけども、今の現在で使っておる学校給食の食材の中で、中国産というのはないというふうに思っております。

以上でございます。

### 議長（新平悠紀夫）

商工観光課長宮下並樹君

### 商工観光課長（宮下並樹）

ご説明いたします。

議員からのご質問は、海洋深層水、学校給食にと。そういう点でございましたけれども、使っていないというのが現状でございます。そういう報告は聞いておりません。

また、これからは海洋深層水の普及、そういうテーマが目の前にございますので、また関係者の方々と協議をしていきたいと、かように思っております。

### 議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

### 12番（山本一朗）

國盛課長に再度お聞きしたいんですが、今までこれ地産地消で例えば先ほどからブルーベリー等とか言われているんですが、どこの学校は何回とか何件やったというやつがまだデータが。それだけやっていないということなんですね。そんなに。

春になると、フルーツになるとやっぱり赤崎のイチゴ、6月ごろからブルーベリー、秋から合鹿を中心にしたリンゴとか、そういったものがあるわけなんですよ。そういったものを使ったり、パン食のときはブルーベリーのジャム、またはイチゴジャムを使えば、これも一つの地産地消じゃないかなと思うんですよ。そういったことの小さな積み重ねが町の経済の活性化にもなっていくと思うんです。

それと、魚の処理がなかなか大変だと言われているんですが、富山の魚を食

べさせる学校で有名な岩瀬小学校は、そんなに難しく考えてないんです。すべて魚屋さんに処理してもらって、フライのときに至ってはすべてパン粉までつけてもらって持ってきてもらって給食の方々が揚げる。そこでもう仕上げるという格好でされておるんで、その辺を課長とそういったつくる側の方とコンセンサスを持てばもっともっと本当に。

食材の豊富な町が大都会のPTAの方はうらやましいと。この子供たちは深層水で炊いた御飯で、深層水のおにぎりを食べる、塩のおにぎりを食べるんですかねと聞かれるんですけど、僕は食べられませんと。先ほど宮下課長言われるとおり、学校給食というのは水道水以外は使えないもので、これは深層水は使えないんです。しかし、深層水を使った2次加工、3次加工品の場合は、これはひっかかってこないんです。

そういったものを求めながらも少し努力してほしいと思うんですが、これは担当課の課長はどのように次考えられていってくださいますかね。あくまでも抵抗勢力というような形でおられるのか、抵抗勢力と対決されるのか、ひとつお聞かせ願いたいと。

つくる側がどうしても嫌なんだといえましょうがないんです。けれども、先ほど言った魚屋さんの処理が難しいといった話なんかで、こんだけまであなた方納入業者がしてくださいよと。そして仕上げてもらって、給食の現場でそれを仕上げて子供に食べさせるということを持てば、それは原価コストが云々と言われますが、それほど高くつかないはずなんです。その辺も考えて頑張してほしいなと思うんです。

その辺、もう一度お願いいたします。

### 議長（新平悠紀夫）

学校教育課長 國盛孝昭君

### 学校教育課長（國盛孝昭）

お答え申し上げます。

今言ったように、海洋深層水の今後の活用ですね。こういった点につきましては、確かに学校で使う水道水については基準として塩素濃度の問題があつて、塩素濃度が0.1%以上のものでないと、これは衛生的に法的に認められておりません。だから、生水はそういったことでございますので、ただ加工品、例えば煮炊きをする、米を炊くときに使うとかみそ汁をつくるときに使うとか、そういったことは十分可能かというふうに考えています。

それから、さっきの加工品にも触れましたけれども、例えば北辰高校のとってきた船凍イカ。これは深層水を使って船の中でつけた、そういったものです。

これを使うときに、当然今、一朗議員言われたように、そのまま調理場に持ち込んで加工はできませんので、地元の商店にお願いして、1次加工というかしていただいたものを炊くまま、煮炊きするままに学校へ納めていただいて使っておるということでございます。

今後、いろいろな海産物、それから農産物も含めてですけれども、できるだけ手間のかけないように地元商店やいろいろな機関、施設と連携をとりながら、1次加工して使いやすいような状態で、またコストを下げながら使っていくということは可能かなというふうに思っています。

そういう面につきましては、栄養士、それから調理員、それから当然、商工関係、農協、そういった関連団体とも今後相談するような機会といたしますか、そういう場は当然設けなくてはいけないなというふうに思っております。

ただ、口先だけで試みるということではなくて、具体的に組みたいというふうに思います。栄養士のほうにはそういった指導をしております。

一つだけ理解をいただきたいのは、できれば今特産品の開発しておいでるわけですから、例えばコロッケみたいなそういったもう使うままにして、ちょっと熱を加えれば使えるそういう商品をぜひ開発していただいて学校に納めていただければ、どんどん使う余地が出るのではないかと。また、そういった製品を学校給食でしょっちゅうでなくても使うことによって子供たちが興味を示して、また家庭でも使うと。こういったことで利用していける価値があるのかなというふうに考えておりますので、今後ともご指導をお願いいたします。

## 議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

## 12番（山本一朗）

これで十分わかりました。ただ、中国の危険な商品に関しては、産地表示とJASマークの法律があって、非常に我々日本人の消費者はごまかされる雰囲気というか仕組みになっておるんです。危険な食品を海外から持ってきて、例えば私が輸入して何か能登町のとれるものを10%から15%以内のものでまぜてそれをつくってしまうと、原産地が石川県能登町という表示になるわけです。だから決してパナマ品とか中国品にならないわけです。そうして今出回っているのが現状なんです。

だから単価的にも非常に安いと思うような、特に今問題になってきた中国製のコンニャク。そういったものは、コンニャクの玉は日本には芋のまま入れないんです。姿を変えてすりおろして凍結で入ってきて、それをどこかでコンニャク屋さんが買ってつくったら、そのつくった地名の産地になってしまうわ

けなんです。

そういったものをくれぐれも気をつけて商品を選んで、子供たちの体の安全、食の安全というものを気をつけるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

## 休 憩

### 議長（新平悠紀夫）

しばらく休憩いたします。再開 1 時に予定いたしますので、よろしく申し上げます。（午前11時58分）

## 再 開

### 議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後 1 時00分再開）

次に、9 番石岡安雄君

### 9 番（石岡安雄）

私が通告した 2 点を質問したいと思います。

まず、通学定期券の助成についてです。現在、能登町ではバスを利用し、通学している高校生が200人程います。この生徒達は通学定期券を購入し、のと鉄道よりも長い時間をかけ通学しております。通学するための定期券の代金については、バス民間運賃とのと鉄道などの運賃の差額を県が助成しているわけですが、来年の 4 月から毎年県の助成は30%ずつ削減され、その分利用者へ転嫁されます。そして、来年から 3 年間でこの緩和措置も終わってしまうと聞いております。

参考までに、私の住む小木から珠洲までのバス定期券は 4 月、5 月、6 月、7 月の 4 カ月間で通常代金が 6 万670円、県の助成がそのうちの55%の 3 万 3,740円、差し引き本人負担額は 2 万6,930円にもなります。また、宇出津方面から珠洲まででしたら通常代金が 8 万570円、県の助成が 4 万7,090円、本人負担額は 3 万3,480円となっております。この県の助成がなくなってしまうことは、生徒を持つ保護者への負担をますます重くし、生徒が自分の希望する高校へも行きづらい現象が生じてくるものと思われれます。能登と加賀の格差がここにもあらわれております。高い通学費に高校再編問題、能登の高校、そして能登の高校生はその犠牲を強いられていると感じます。

県の助成期間は平成17年から始まり、平成23年 3 月をもって終わります。今



後、県に対して町はどのようにしていくのか。現在、町からバス会社への助成もしていることも十分認識していますが、県の助成がなくなってしまうなら、町としてその負担に配慮する考えはないのか、町長に尋ねます。

町長の答弁いかんで中学生の高校選択にも少なからず影響があることも考慮して答弁していただきたいと思います。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

今ほどの石岡議員のご質問されました通学定期券の県助成についてであります。平成17年3月で廃線となりました、のと鉄道能登線の廃止転換バスが対象となっております。鉄道からバスに移行する通勤通学定期購入者と65歳以上の高齢者で回数券を購入された方に対して、議員がおっしゃるようなのと鉄道の運賃とバス運賃との差額分を石川県が助成しているものであります。期間に関しましても、平成17年から平成23年3月までということで、最初の3年間ののと鉄道と比べて余りにも格差が大きいことから、激変緩和措置として差額分を全額助成されましたが、他のバス路線利用者との公平負担の兼ね合いもありまして、来年度からは利用者負担額が30%ずつ増加していくということでもあります。

町としましては、県に対して現行助成の延長を強く働きかけてまいりたいというふうに考えております。

また、議員ご指摘の町としての通学定期利用者の購入負担に配慮する考えはないかというご質問ですが、町としましてはこの転換バスを含め、議員がおっしゃるようなJRバス代替路線や一般生活路線を運行しております奥能登観光開発株式会社と能登中央バス株式会社に対して、運行経費の赤字分を毎年助成しております。現下の厳しい財政状況下では限られた財源を有効に生かしながら生活バス路線の運行確保が最優先というふうに考えております。

今後も高齢者の方や児童生徒さんなど、いわゆる交通弱者と言われる方々を中心とした利便性の向上も図るためにも、地域に密着した生活路線バスの運行のあり方につきまして検討していきたいと考えております。

今ほどの県の助成に関しましては、あくまでも能登線の廃止転換バスが対象ということで、現行でも柳田方面から宇出津、あるいは神野方面、瑞穂方面から宇出津というバスには助成がしてないという事実もありますので、やはり公平負担の兼ね合いからも考えていかなきゃならないのかなというふうに思っております。

**議長（新平悠紀夫）**

9番石岡安雄君

**9番（石岡安雄）**

ただいまの町長答弁、ちょっと解釈が苦しんだところがあるんですが、ということでは県のほうへは要望は今後していく。それはそれで間違いありませんね。町としてはそういう考えは今の理由で考えてないと、そう解釈してよろしいですか。

ということは、町長あれですか。例えば能登町の生徒は能登町にある高校へ行けばいいという、そういう考えはありますか。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

あくまでもそれは生徒さん自身が判断することだと思いますが、私個人的にはできるだけ地元の高校へ通っていただきたいなど。高校存続の問題もありますので、そういうふうに思っています。

**議長（新平悠紀夫）**

9番石岡安雄君

**9番（石岡安雄）**

はい、わかりました。

2点目に移ります。テニス大会の招致についてです。

テニス盛んな我が能登町において、国際女子プロテニス大会の招致はテニスの普及向上、意識の高揚、そして交流人口の拡大等に一役買ったと思われま。この大会にお世話いただいた関係者の皆様には本当にご苦労さまでしたという思いであります。

ところで、この大会の招致で能登町にどのようなメリットが生まれ、どれくらいの経済効果をもたらしたと町長は思われますか。700万円もの費用を要し、費用対効果を考えたとき、今後の招致はいかなものかとも考えさせられます。必ずしも金額にあらわれることが招致の目的ではないこともわかりますが、今の能登町の財政厳しいときであるからして何ともこの費用が恨めしく思うのは私だけでしょうか。

町長の思いはいかがでしょうか。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

今回の国際女子オープンテニス大会ということではありますが、石川県内では初となるテニスの国際大会でもあります。それがここ能登町で開催されまして、プロ選手の熱戦を間近で観戦できたということは町民のテニスに対する関心をより一層高めたと思いますし、今大会をきっかけにいつかこの能登町から世界的に活躍するプロテニスプレーヤーが誕生するという夢を膨らませるということでも非常に意義があった大会ではなかったかと思っております。

また、今大会におきましては国際テニス連盟の判定におきまして、コート状態が非常にすぐれていると。世界的にも評価をいただいております。

そのほか、国際テニス連盟責任者より、参加された選手たちはたくさん練習コートを持った海辺の美しいテニスコートでプレーを楽しんで、そして喜んでいたというような報告も聞いておりますし、この大会自身が「がんばろう能登 テニスで応援プロジェクト」ということで産官学の連携により多くの方々のご支援で無事大会を終えることができたというものであります。

また、ハード面での資産的価値を高めてくれましたし、話題づくりの点でもテニスコートの知名度を上げてくれました新聞紙面あるいはインターネット、当町のケーブルテレビ、そして民間テレビのニュース等を通じましてPRをなされたんじゃないかなと思っておりますし、これによるところの国内外への宣伝、経済効果というのは申すまでもありませんが、地域振興及び町活性化への多大な波及効果等を生んでいることと思っております。

また、輪島市の町野小学校、あるいは能登町の小木小学校、柳田小学校、松波保育所での子供たちへのキッズテニス教室につきましても、教育的な面でも非常に交流も実現してよかったんじゃないかなというふうに思っております。

また、初年度ということで、外国人の方の多数参加ということから、宿泊等の受け入れ体制には公社が中心となりましたが、大会期間中、選手関係者を含めた約600名が宿泊しております。また、能登空港のほうも50名ほどご利用もいただいたということでもあります。

プロ選手は賞金で生活しているために、一般の観光客と比べますと消費という面では少なかったかとは思いますが、今後も民宿等への配宿にも考慮しながら、そして交流人口の拡大にも努めたいというふうに考えております。

来年度におきましても、大会の開催につきましては財政非常に厳しい折では

ありますが、予算の許す範囲で開催し、今年度以上の成果を上げたいというふうに思っております。

この大会も1年こっきりで終わってしまうんでは何の意味もなさないと思いますので、できるだけ来年以降も続けたいというふうに考えております。

**議長（新平悠紀夫）**

9番石岡安雄君

**9番（石岡安雄）**

町長は来年以降もこの大会を招致する考えのようですが、私はこの能登町においてはスポーツの大会を招致するなら、大学生の全国大会のほうが経済効果もあっていいと私は思いますが。

例えば宿泊に関しても、大学生なら外人さんと違って各部屋にシャワーをつけてほしいと、そういうことを言われることもないと思いますし、また飲食に関して土産物の購入に関しても期待ができると私はそう思うのですが、どうしてもやっぱりこっちの大会のほうが経済効果があると考えられますか。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

もちろん大学生の大会に関しましても、旧の能都町時代にインカレということでソフトテニスの全国大会をやったこともあります。しかしながら、そういった大学の大会というのは会場は持ち回り制になっておりまして、毎年来てくれるものでもありません。ただ、今現在、毎年来ていただいておりますのが関西薬学の公式テニスの大会が8月に毎年来ていただいております。

そういった意味で、大学のインカレ等を毎年招致するというのは難しい話なのかと。ただ、国際テニス大会に関しましては毎年の開催が可能というふうに聞いておりますので、大学生も含めていろんな大会を招致をしていきたいというふうに考えております。

**議長（新平悠紀夫）**

9番石岡安雄君

**9番（石岡安雄）**

今回、私この質問をしたという趣旨は、まずこれだけの費用をかけておるわ

けです。例えば能登町にもスポーツ団体とかスポーツの大会、いろんなものがあります。また、スポーツの振興の面から、もっと能登町にあるスポーツ団体、そういうところにも補助金をもっと考えていただきたい。能登町のスポーツ振興にもっと目を開いていただきたい。そんな思いで私は今回この質問をしております。

だから、今後、能登町のスポーツ振興のために町長はその辺、町長の思いを聞かせていただければ幸いかと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

今回はたまたまテニスという形でありましたが、実際問題、私は別にテニスに固執する必要もないと思います。いろんな方がいろんなスポーツを楽しんでいらっしやいますし、いろんなスポーツ競技が能登町にはあると思います。例えば高校の場合ですと、青翔高校にはアーチェリーというすばらしい部がありましてインターハイにも出場しております。また、小木のほうでは小木中学校がバスケットボールに選抜されるというようなこともありますので、決してテニスに固執する気もありませんし、いろんなスポーツの大会、能登町へ来ていただけるならば大会を招致したいと思えますし、また実際、能登町でスポーツに携わっている方々への支援というのはしていかなきゃならないというふうに考えております。

**議長（新平悠紀夫）**

9番石岡安雄君

**9番（石岡安雄）**

ありがとうございました。

**議長（新平悠紀夫）**

よろしいですか。

**9番（石岡安雄）**

はい。

**議長（新平悠紀夫）**

それでは次に、1番酒元法子さん。

### 1番（酒元法子）

それでは質問させていただきます。

まず初めに、子育て支援における男女共同参画社会の実現に向けた対応について伺いたします。

男女共同参画社会基本法で5つの基本理念が挙げられているところでありますが、その5つの基本理念のうち、家庭生活の活動と他の活動の両立について伺いたします。

男女共同参画社会基本法第6条に、「家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、当該活動以外の活動を行う」旨が示されております。これに基づきまして、当町においても保育サービスや学童保育等に努力されてきていることと思います。しかしながら、現実にはまだまだ十分とはいえず、女性の子育てに対する負担が大きくて、一人一人の持てる能力を生かす機会が阻害され、ひいては能登町といたしましても各種地域活動等に対し、大きな損失であると思われまます。

以上のことから、従来の子育て支援における当町の支援体制とその成果について伺いたします。

また、頑張る地方応援プログラムでも、子ども・子育て応援プロジェクトとして従来のサービスの拡充を図ることとしておりますが、従来の支援体制をどのように拡充していくのかも伺いさせていただきます。

お願いします。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

ただいまの議員のご質問であります。やはり魅力ある地域社会を築くためには女性と男性がそれぞれの個性と能力を発揮しながら、そしてともに責任を担うパートナーシップ型社会の実現が求められているということでもあります。

男女がともにあらゆる場面に参画して、個性が生きる豊かな地域づくりを目指して、頑張る地方応援プログラムでは、子供を安心して産み育てられる環境をよりよくするために、まず1番目として子育て支援サービスの充実としましては、保育ママ制度の充実、学童保育の充実、保育サービスの充実・地域子育て支援センターの充実、2番目としまして児童健全育成の環境づくりとしましては、子育てネットワークづくり、児童館等活動の充実、子育ての経済的負担

の軽減、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立支援、3番目として少子化対策の推進としましては、未婚者への支援、それから不妊治療の支援など、地域社会全体で子供と家庭を支援する体制の充実強化を図ることとしております。

これらに関しましては能登町でも取り組んでいるわけなんですけど、今年度から保育所の子育て支援拠点としての機能をさらに充実強化するため、地域の保育所に家庭に対する子育て支援の技術と方法等の研修を受けました子育て支援コーディネーターを配置しまして、在宅保育児童に対する各種保育サービスの利用を総合的、一元的にコーディネートすることにより、保育所を核とした地域の子育て支援策の推進を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

## 議長（新平悠紀夫）

1 番 酒元法子さん

### 1 番（酒元法子）

少子化問題の件にちょっと触れるんですけども、福祉充実された国、スウェーデンというところへこの間行ってまいりました。そこで感じたことなんですけど、育児休暇というものを男性の方にも当たると。それでまた、出産されたお母さんには1年半のお給料が当たると。育児休暇も当たり。

そういうお話を聞くにつれて、私たちの町にも、せつかく税金を同じ使うならそういう方面にも目を向けていただけたら出生率がふえるんじゃないかなと。簡単なことですけども、そう強く感じました。

1年半給料をいただけるということは、やはり育児も思い切ってできるかと思うんですね。だから、ほかにない対策と申しますか、少子化の問題についてそういうこともちょっと取り入れてみたら、お考えいただいたらよろしいのではないかなと思ひまして、お願い申し上げまして、この質問は終わらせていただきます。

以上よろしく願いいたします。

また、もう一つの件につきまして、携帯電話のサービス未提供地域の解消について、再度また同じことをお伺いするわけなんですけど、これは私の声ではないということをもたよろしく願いいたします。皆さんから強く要望されますので、あえて申し上げさせていただきます。

携帯電話のサービス未提供地域について、当町といたしましても解消に向けて努力を継続されてきたことと思ひます。また、珠洲道路の桜峠に携帯電話のアンテナが設置され、サービス提供地域が拡充されたところではありますが、

しかしながら地域によってはまだまだサービス未提供地域があり、町民生活にとって不便を生じております。

携帯電話はその利便性から、災害や犯罪の緊急時などにおいてますますその重要度を増しているところであり、町民が安全で安心な生活を拡充するために、町長さん先ほどからよく言葉をお使いになっておられますが、このサービス未提供地域の解消について、今後どのような取り組みを行っていくのでしょうか。お伺い申し上げます。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

ご質問の携帯電話のサービス未提供地域の解消についてであります。昨年の12月議会にもお答えしたところでありますが、携帯電話というのは現代社会におきまして非常に重要なインフラの一つというふうに考えております。不感地帯解消のために毎年国や県あるいは携帯電話事業者に事業化を要望しているところでもあります。

また、議員おっしゃるように、昨年度整備しました中斉地区におきましては今年度から利用可能となり、道の駅桜峠を中心に不感地帯が解消されており、この道の駅にて携帯電話から情報の検索やあるいは緊急連絡などが可能となったものであります。

さらには、平成20年度につきましても引き続き不感地帯解消の要望をしており、そのうち太田原地区と当目地区につきましては携帯電話事業者が利用見込み数等により事業化が可能であると判断しております。そして現在、同事業者と連携をとり、移動通信施設整備事業の要望をしているところでもあります。

また、当町としましても、今後も引き続き他地域の事業化の要望を行いつつ、不感地帯解消を目指して取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### 議長（新平悠紀夫）

1 番酒元法子さん

### 1 番（酒元法子）

ありがとうございます。

携帯電話、小さなお子様から随分とお年を召した方々までもが今ほとんど持っておられるということでありまして、農作業に一生懸命精を出している方々



にとりましては衣食住に次いで大切なものとなっていることと思います。

ですから、そうした意味でも強く2市2町の市長さん、町長さん方お集まりになって、何とか能登町だけではなくて全域が安心して通れるというような対策に持って行っていただきたいと強くお願い申し上げまして、終わらせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

### 議長（新平悠紀夫）

それでは次に、14番鶴野幸一郎君

### 14番（鶴野幸一郎）

それでは、通告に基づいて質問をさせていただきます。

私は2点通告しておるわけでございます。できるだけ簡潔に短時間で終わりたいと、こう思っておりますけれども、皆さん暑い中、いましばらくご辛抱をいただきたいというふうに思います。

初めに、ごみの焼却場の跡地利用計画につきまして質問をしたいと思っております。

6月議会におきましても、この跡地利用に関連して私は質問しているわけでございますけれども、ちょっと時間が足りなくて若干ただし切れない点がございましたので、今回も関連して質問させていただきたいと思っております。

一般にごみ焼却場は、言うまでもなくダイオキシンが発生しているために解体するにも安全対策というものは非常に厳しく、多額の費用を要することになっております。解体するためには政府の補助金を受ける必要があるわけですが、その際には跡地利用計画というものを提出して認可を受けなければならぬと。その件について、まず事実かどうかということです。

また、長坂あるいは内浦、この両焼却場にそれぞれ解体費用は幾らぐらいかかるのか。概算でございますけれども、幾らかかるか。

また、長坂焼却場の跡地。この利用計画というものは既にできておるのかどうか。かなり年数がたっておりますけれども、どうなっているのか。

この点について、2点についてまずお答えをいただきたいと思っております。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

まず、内浦の焼却場に関しましてはまだ稼働中ということで解体費用等の概

算はしておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

また、解体に関しましての国からの補助というのは、やはり議員がおっしゃるように循環型社会形成推進交付金制度の交付対象事業に採択されることが要件となっております。そしてまた、解体費用の概算に関しましては約1億2,000万ぐらいというふうに思っております。

また、長坂処分場跡地に関しましては、跡地利用計画としましてはストックヤード整備を計画しているところであります。

#### 議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

#### 14番（鶴野幸一郎）

内浦に関してはまだ稼働中でございます。これはそのとおりですね。

長坂に関しましては、ストックヤードを建設したい。こういうことなんですけれども、既に稼働停止してから相当年月がたっているわけですが、こういった場合でも補助対象となるのかどうか。年限が限られているのではないかとこのふうにも聞いているんですが、その点いかがなんでしょうか。

#### 議長（新平悠紀夫）

環境対策課長竹下正雄君

#### 環境対策課長（竹下正雄）

現在の長坂の焼却場の補助対象でございますが、特に時間がたっているからということで対象外ということはございません。対象になります。

#### 議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

#### 14番（鶴野幸一郎）

それでは、この焼却場跡地、長坂に関してはストックヤードをつくるという方向で今検討に入っていると。こういうことで理解してよろしいわけですね。

ただ、大きな煙突が立っておりまして、これが地震で停止してからかなり年月もたっていることもあって老朽化が著しい。それから、もちろん崩落したとき、これは大変なことになるわけで、その辺の点は管理というものは大丈夫なんでしょうか。

## 議長（新平悠紀夫）

環境対策課長竹下正雄君

## 環境対策課長（竹下正雄）

ご説明いたします。

焼却場の跡地でございますが、機械棟といいますか煙突以外の部分につきましては少しずつ、やっぱり使っていないので破損が目立ってまいりました。煙突につきましては、現在のところすぐ倒壊するというようなおそれはないかと、かように考えております。

## 議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

## 14番（鶴野幸一郎）

煙突等の崩落の危険性はないと、こういうお答えでございます。それは住民の中にやはり心配する向きもありますので、よく注意して見ておいていただきたいというふうに思います。

次に、内浦でございますけれども、既に来年停止するということになっておるわけでございます。平成20年、稼働停止する。そしてその後は、RDFのほうへごみを持っていく。こういうことで取り決めがなされておるわけですが、昨年6月議会でも若干取り上げたと思うんですけれども、既に一部土地が売却されているということなんです、売却するということはもう既に跡地を何かに利用するというところで実行していることになるのではないかなと私は考えるんですけれども。

そうした場合、跡地利用が自前でなされているにもかかわらず、国に対して跡地利用計画を提出して、そして補助金を得るための認可が得られるのかどうか。この点をちょっと心配するわけです。

先ほど町長のお答えにもありましたとおり、長坂で1億2,000万かかる。解体するだけで。そうすると、やはり内浦もそれだけかかるかどうかわかりませんが、かなりの高額な金がかかると、こうなるわけで、そして跡地利用をする場合に取り壊すための費用がもし国の助成が得られないということになると、自前の金でやらなきゃいけないと、こうなってきますと、相当これ大変ですね。町の金でやるということになると大変です。

したがいまして、私はその辺を心配いたしまして質問するわけでございますが、その点いかがでしょうか。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

内浦焼却場の一部売却ということで国の補助金申請に支障があるのではないかとこの質問だと思いますが、昨年、平成18年に売却しました部分につきましては、現在稼働している施設の敷地外の部分に当たりますので、国の補助金への影響はないというふうに考えております。

**議長（新平悠紀夫）**

14番鶴野幸一郎君

**14番（鶴野幸一郎）**

町長はそれは影響ないと、こう町長は確認したことなんでしょうか。国あるいは県に対して、これは大丈夫だと確認したことなんでしょうか。町長ご自身でそう確信していらっしゃるのか。どちらなんでしょうか。

**議長（新平悠紀夫）**

環境対策課長竹下正雄君

**環境対策課長（竹下正雄）**

ご説明いたします。

今ほど国等々へ確認をしたかというようなお話ですが、交付金事業につきましては現在の焼却施設という、敷地内という前提でございますので、敷地外の部分につきましては対象にはならないというふうに解釈しております。

**議長（新平悠紀夫）**

14番鶴野幸一郎君

**14番（鶴野幸一郎）**

もちろん敷地外であれば対象にならないと。それは当たり前ですけれども、ついこの前までそれは敷地だったことは明らか、厳然たる事実でございます。したがって、それを売却という形で処分した。既に跡地を利用したと、こうなるわけでございますので、非常にその点心配でございます。

もしもそれはもう対象外だと、こうなったときに本当に後々大変困ることが起きてくるわけで、町長にお伺いいたしますが、この跡地利用計画、もしも補

助が得られないとか自前でつぶさなきゃいけない。こうした場合、放置するしかない。予算がないために放置するとか、こういうジレンマもあると思うんですが、しかし放置すれば当然先送りで後々に迷惑がかかってくると。いろんな意味で迷惑がかかってくる。こういうジレンマがあると思うんですが、町長、この件について、もちろん内浦は何をするか、こういうことも胸の中にあるかどうかわかりませんが、もう既にそういう段階に入ってきてもいいと思うんですが、町長、最後にこの跡地利用計画、焼却場の利用計画の改定も含めて、跡地を何にするかとか、こういう面も含めまして町長の思いを聞かせていただきたいというふうに思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

内浦焼却場に関しましては、ご心配いただきありがとうございます。あくまでも敷地外ということで国の補助は可能だというふうに思っておりますし、今のところ稼働中ということで跡地利用計画に関してもこれからゆっくりと考えたいというふうに思っております。

#### 議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

#### 14番（鶴野幸一郎）

了解いたしました。

続きまして、災害の問題に移りたいと思います。

能登半島を襲った大地震より、もう半年経過いたしました。まだその傷が癒えない中、今度は秋雨前線による大雨が襲いかかってまいりました。中越のように二度も三度も災害に見舞われることも十分あり得ることを思うにつけて、ここでもう一度、やはり防災とか被災対策について総括する必要がある。また、再認識する必要があると、こういう思いから質問させていただきたいと思えます。

この件につきましては、先ほど午前中にお二方から同じ趣旨の質問があったと思うので、できるだけ私も重複しないように簡潔に行いたいと思っております。

そこで、これも報告ございましたけれども、最終的な被害件数千百何件あったということでございますけれども、まず義援金の総額、それから義援金の処

理、最終的にどれだけ集まって、どれだけの、どういう形で処分するのか。その件について既に終わったのか。それから全壊、半壊、そういう世帯に対する生活支援金、国あるいは県の支援金の支給というものも全部終わったのかどうか。そして当然、6月においてはまだ6世帯ほどが原状回復してないと、こういうお答えでありましたけれども、すべて一応原状に復帰できているのかどうか。回復が終わったのかどうか、この点をまずお聞きしたいと思います。

### 議長（新平悠紀夫）

総務課長下野信行君

### 総務課長（下野信行）

ただいまの質問の中で、義援金がどの程度集まったかということでございます。これは8月31日現在の数字でご報告させていただきます。

1,157件で、2,908万1,011円となっております。そのうち1次配分といたしまして、町のほうの金額ですけれども、全壊1、半壊10、一部損壊1,130軒、重傷者2名という中で630万の義援金を支出しております。

今後の義援金の配付という内容でございますが、実は先週、石川県の配分委員会の事務局のほうより、第2次の配分の概要説明がございました。そこで、県のほうにもおいても第2次配分の素案を現在町のほうへ提示されておりますが、決定した内容はまだ通知を受けておりません。

町といたしましても、第1次配分のように県の配分を見ながら2次配分、基本的には県の配分金に上乘せをして配分したいという思いでおります。

それとあわせまして、被災されました家屋倒壊等で今現在まだ原状の生活に戻ってないという世帯が6月議会においては6世帯ということで申し上げました。これにつきましては、現在、半壊でありましたけれどもやむなし解体ということで、解体をし、その場所に改めて新築なさる方、あるいは別の土地を求められて新築なさる方、そういった点で3軒の方が現在新築中ということで、もとの住宅には現在お戻りになっておりません。

それとあわせまして、生活支援費の支給のほうですけれども、応急修理工的でもう既に直された方のほうにはすべて支援費の支払いは済んでおります。ただし、今現在3軒の新築の家に対しましては工事の進捗、生活の状況等によって、これは支払い期間が3年間猶予されております。あくまでも部分払いということで、おのおのの世帯によって金額は違いますけれども、工事の進捗、生活の状況等々にあわせましてその都度概算払いということで現在も進めさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（新平悠紀夫）**

14番鶴野幸一郎君

**14番（鶴野幸一郎）**

義援金の総額は2,900万、およそですね。1次配分したのは630万。こうなりますと、まだ残っている額のほうが多いように思うんですが、そうすると先に配分した1,130軒に対してはまたもう一度行く可能性というものがあると、こういうふうに考えてよろしいのでしょうか。

それともう一つは、今3軒の人が新築中であると。同じ場所で新築している、あるいはどっか土地を買って行ったとか、こういうことで対応が違うんですが、国の制度によりますと同じ場所で建てかえしなければ支給しないとか、何かそういう規定もあって非常に都合が悪いということらしいんですが、そういうトラブルといいますか、そういう苦情というものはなかったのかどうか。ちょっとその点も。

**議長（新平悠紀夫）**

総務課長下野信行君

**総務課長（下野信行）**

義援金の支払いのほうですけれども、基本的には県の配分案に準じて2次配分を現在のところ検討するということで、できれば9月中にも配分委員会を開催していただいて、その中で検討させていただきたいと考えております。

それともう一つは、生活支援で同一の敷地の中で建てかえをしないと支援の対象にならないのではないかと。あるいは、よその土地を求めて建てた場合に支援から外されるのではないかとという苦情といいますか、相談は現実ありましたけれども、それにつきましては県の危機対策あるいは厚生政策課のほうと協議をいたしまして、その事情事情によって別の敷地で新築されても支援の対象になるという指導を受けながら、被災された方と相談を進めてきました。

以上でございます。

**議長（新平悠紀夫）**

14番鶴野幸一郎君

**14番（鶴野幸一郎）**

次に、この秋雨前線、いわゆる集中豪雨で久田地区で土砂災害があつて、人家、幸い人命には至りませんでしたけれども、崩落で生き埋めになったと。こ

うということがあったわけですが、そのご家庭のほかにはやはり裏山が崩れたとか、もうちょっとでやられるところだとか、こういう危険を感じていらっしゃるご家庭がかなりあるように私は認識しているわけですが、道路とあわせて、そういうご家庭をすべて掌握ができていますかどうか。さっき災害マップと、こういうのがありましたけれども、お話がありましたが、人家においてもきちっとどこの何地区の何々さん、裏山が崩落の危険がありとか、あるいは水がつく危険がありとか、こういう掌握がすべてできているかどうか。これをちょっと聞きたいと思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

今の議員のご質問ですが、例えば先月発生しました水害などによる被害予想家屋につきましては、地すべり区域あるいは急傾斜地、そしてまた従来より浸水のおそれがある地域、箇所につきましては、過去の被災状況等で大体の把握はできておりますが、地震による崩壊、倒壊想定家屋につきましては、3月の地震にもありましたように建築年月や構造、地盤や断層のルート等さまざまな要因がありますので、危険性のある家屋の掌握は構造的に欠陥がある家屋のほか、築後相当年月を経過した古い家、家屋ということしか申し上げられないというふうに思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

#### 14番（鶴野幸一郎）

町長のおっしゃるとおり、地震についてはこれはちょっと掌握できんだろうというふうに思いますけれども、土砂災害等はできるだけというよりも完璧に近いだけやはり掌握をしておいていただきたい。

例えば小木線で真脇一小浦間。これが雨量が何ミリまで来たときに通行どめと。事前に通行どめの放送が案内が入ってまいりますけれども、それと同じように危険な可能性のあるそういう民家に対して避難勧告、こういうものをやはり事前に一定の雨が降ったら事前に勧告するべきではないかなと思うんですけれども、今度の雨に対して、そういう勧告は何らかの形で行ったんでしょうか。

#### 議長（新平悠紀夫）



町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

今回の大雨に関しましては、町のほうから避難勧告は出しておりません。ただ、自主避難された方はいるというふうに思います。

**議長（新平悠紀夫）**

14番鶴野幸一郎君

**14番（鶴野幸一郎）**

それはそうですね。自主避難される方はいらっしゃると思うんですが、ただ、どこのお家でそうですけれども、我が家を見捨ててさっさと逃げる。こういうふうにはなかなかいかないもので、できるだけ自力でカバーしようと。あるいは防ごうと、こう努力するのが人情の常だと思うんですが、しかしそれではやはり間に合わなくなってやられてしまうとか、こういうことも今までの災害でそういうことは全国的によくあることなんです、そういうことを考えたときにやはり町のほうからこの雨は非常に危険だということで勧告をするような体制をとっていくべきではなかろうかなと、こう思うんですが、その点いかがでしょうか。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

そういった避難勧告の体制、あるいはシステムにつきましては、能登町の地域防災計画に定めてありますので、原則その計画に従って運用していきたいというふうに考えております。

**議長（新平悠紀夫）**

14番鶴野幸一郎君

**14番（鶴野幸一郎）**

あくまでも人命第一でございますので、被害を受けてから救助する。こういう体制ももちろん必要なんですけれども、人命にかかわらないような防災。防災は難しいんですが、人命を救済する。事前に救済する。こういう対策を検討していかなければならないかなというので、私は考えているわけござ

います。

それと次に、この10月1日から強い地震を事前に知らせる緊急地震速報というものが開始されると。いわゆる震度5弱以上の地震については、警報が発令される。事前にですね。何秒か何十秒かの話ですけれども。そういうことをまずすべての人が知っていなければ、これは絵にかいたもちになります。そして、知って何をするかということもあわせてないと何にもなりませんので、こういうことに対してどのように周知徹底するか。あるいは町はどういう取り組みをしようとされておるのか。この点をお伺いしたいと思います。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

議員のおっしゃる本年10月1日から事前に揺れの到着を知らせる緊急地震速報であります。このシステムでことし3月の能登半島地震での第一報で、情報提供から大きな揺れが来るまでの猶予時間、震度6弱の能登町では5秒、震度5強の珠洲市では7秒、震度4の金沢市では10秒という非常に短い時間があります。やはり数秒から数十秒で何ができるかというお話もありますが、日ごろよりそういった心積もりをしておく必要もあろうかと思っております。

また、このシステムの概要につきましては、来月号の広報誌に掲載する予定にしておりますし、またNHKのほうでは10月1日からテレビ、ラジオで速報内容を放送するということでもありますし、県内民放各社も進めております。そして、この速報の利用に当たりましては、まず身の安全を確保することが第一ということで、屋内では丈夫な机の下に身を隠すとか、あるいは屋外ではブロック塀の倒壊や落石、がけ崩れに注意するとか、あるいは自動車運転中には慌ててブレーキをかけずにハザードランプを点灯してゆっくり停止するということではありますが、やはりそれに関しましても日ごろより心がけることが大切であらうかというふうに思います。

このシステムによって、屋内外の告知機を利用するのも当然ですし、また少し余裕があるときには広報車や移動無線車、あるいは夜間などにおきましては各消防署より緊急放送を行う体制も必要かというふうに思っております。

### 議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

### 14番（鶴野幸一郎）

町民の命、安全を守るのはやはり自治体の最大の使命であり責任でありますので、この点ひとつ徹底して、事前に災害を未然に防いでいく。こういう人災を未然に防いでいく。こういう努力を今後とも一生懸命に取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に、6月の半ばに被災者救援がまだ途上の段階でございましたけれども、町長、区長会と一緒に研修に同行されておられます。私、細かいこと、みみっちいことを言うわけじゃありません。やはり時節柄、先ほど町長もおっしゃったように、自治体の使命はやはり防災、それから教育、それから福祉、こういうことが自治体の最高の使命であり責任であると、こうおっしゃったわけですが、そういうまだ被災者がいる段階で右往左往して悩んでいる段階で、こういう県外へ、しかも義援金等がまだ能登町へどんどん来ていると、こういうさなかに行かれるのはいかがかなと。こういうご批判がちまたに出ておりますが、モラル上もどうかと、こういうふうに思いますが。

有名なところでは、森元総理は災害のときにゴルフをしておったと。これで首になったという話もございますけれども、小松市長も原油が流れてきたときに海外行っておったとか、何かそんなことで首になったという話もございます。

やはりこういうまだ人身が安定していないそういう中であって、そういうものは慎んでいただきたかったなというのが偽らざる感想でございます。

この点、最後に町長のお気持ちを聞きまして終わりたいというふうに思います。

## 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

## 町長（持木一茂）

今の議員のご質問は、6月19、20日にかけて実施されました町会長区長連合会能登支部の視察研修に同行させてもらった件だと思いますが、3月25日に災害対策本部を設置しまして、その後、4月25日からは復興本部に切りかえております。また、生活支援法に基づくさまざまな支援法の広報や災害義援金の申請受け付けなどの復興に向けての対応に当たったことは、開催していただきました全員協議会でも報告させていただきましたので、その状況についてはご承知かというふうに思っております。

その中で、被災者救済の途上、義援金等も寄せられている中でいかがとのことではありますが、国、県等に対する要望もおおむね終わったこと、あるいは災害査定もおおむね終わっております。また、町会長、区長さん方には日ごろから公務で大変お世話になっておりますし、また町会長、区長さんの会合には

できるだけ出席をと心がけていることで、今回参加させていただきました。

また、能登半島地震によりまして、能登全域で大きな被害が起きたわけなんです。6月のこのころには、今度は風評被害に対する対策も求められる時期に来ておりました。それで、私が研修等に参加することで能登町は元気だと発信できたというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

**議長（新平悠紀夫）**

よろしいですか。

**14番（鶴野幸一郎）**

あんまりよろしくないけれども。

**議長（新平悠紀夫）**

14番鶴野幸一郎君

**14番（鶴野幸一郎）**

そういう言い方もあるのかなと思って感心して聞いておりましたけれども。

ほかの方のことを言ってあれなんです。能登町の他の団体においては、この6月の春の研修は秋にしようやと、こういうふうに決めた諸団体もあるそうございまして、それから夏のバーベキューでも、ことしはやめて義援金にしようやと、こう決めた町会もあるやに聞いております。

このようにして、それぞれの考え方ですから苦しんでいる方がいらっしゃる中に我々だけが遊んでおってもいかがかなと、こういう思いもちらっと働くのが人情ではないかなと。こういうふうに私は思いましたもので、決して細かいことを言うわけじゃありませんが、こういう問題についてやはり聞いてほしいと、こういう声もありましたので、率直にお伺いいたしました。判断はそれぞれの思いですから、またお任せいたしますけれども。

以上をもって終わらせていただきます。

どうも。

休 憩

**議長（新平悠紀夫）**

しばらく休憩いたします。2時15分から再開いたします。（午後2時05分）

## 再 開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後 2 時15分再開）

それでは次に、17番多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

私は 2 点についてただしたいと思います。よろしく願いをいたします。

1 点目は、税源移譲による所得税、住民税、どうなっているのかということでございます。そして 2 点目は、震災に遭ったその後の風評被害についてでございます。その風評被害の現状と対策はということでございます。

まず第 1 番目には、税源移譲ということで、町内の高齢者の方々によくこの税金の問題を聞かれるわけでございますが、私、なかなかうまく答弁することができません。その中で、今回、高齢者の方々にもわかりやすいような答弁をもって、ああなるほどな、税源移譲はこうなっておるんだということのひとつ図柄をもってでも説明をしていただければ皆さんがわかりやすいのかなと思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

議長（新平悠紀夫）

これは事前に配付してもいいですか。資料いただいているのは。

17番（多田喜一郎）

はい、いいと思います。

## 休 憩

議長（新平悠紀夫）

それでは休憩します。配付いたします。（午後 2 時18分）

## 再 開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後 2 時00分再開）

税務課長元谷猛君

税務課長（元谷猛）

それでは、多田議員のご質問にお答えいたします。

税源移譲について、所得税、住民税は改正後どうなっているのかということでもあります。高齢者の方がなかなかわかりづらいということで説明をしてほしいということでもあります。

お手元に配付いたしました資料を参考にさせていただきたいと思います。また、表を掲げまして、少し詳しく説明をいたしたいというふうに思っております。

平成18年度の税制改正におきまして、国から地方へ3兆円の税源移譲が実現いたしました。この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によりまして行われるものでありまして、所得税と個人住民税の税率等を変えることによって国の税収が減り、地方の税収がふえるということになっております。

税源移譲後の新たな税制として、所得税は平成19年分の収入から、個人住民税は平成19年度から適用されております。能登町におきましても、平成19年度分の個人住民税の納税通知はことしの6月に行っております。前年度と所得が変わらない場合でも個人住民税がふえておるわけでありまして。しかしながら、税源の移しかえなので所得税と個人住民税とを合わせた全体の税負担は変わらないということになっております。個人住民税がふえた分は所得税において減額となり、調整されることになっておるわけでありまして。

税源移譲における個人住民税の増と所得税の減について、少し細かくご説明申し上げたいと思います。

税率の改正点を表にいたしましたので、表をごらんいただきたいというふうに思います。(表提示)

所得税、住民税の税率の改正点ということで表にしてみました。改正前、改正後であります。改正前、水色の欄、これが住民税の税率の欄でございます。そして、上の茶色の欄が所得税の税率の欄でございます。そして、その上に15、20とありますけれども、これが住民税と所得税を足した合計の税率の欄となっております。

水色の住民税の税率でありますけれども、改正前は5%、10%、13%となっております。改正後は一律10%ということでありまして。所得税につきましては、10%、20%、30%、37%という4段階でありますけれども、改正後は5%、10%、20%、23、33、40%となっております。合計の税率につきましては、住民税と所得税を合わせた税率につきましては15%、20%、30%、33%、43%、50%。改正後につきましても15、20、30、33、43、50と、これは変わらないことになっております。

皆様は住民税と所得税の合わせた税率の、この上の欄の合計数字を納税なさっておいでるわけでございます。改正前の税率が15、20、30、33、43、50で割りますので、改正後の税率もトータルでは変わらないという表になっておるわ

けであります。

そこで、説明の表のとおり、改正された税率に基づきまして、この6月には個人住民税の納税通知書を発送いたしております。住民税率の5%から10%への変更によりまして、課税所得200万円までにおける税額が倍近くに増加しております。多くの住民の方がこのランクに該当しており、個人住民税がふえているという結果になっております。この15%から20%の欄の方が多ということでもあります。

表の中で示しております課税所得が200万円という方々はどのようなクラスかといいますと、独身で給与収入が400万円の方、それから夫婦、お子様2人ですと収入が約560万円の方がその対象でありまして、多くの方がこの対象となり、住民税が倍近くになっているということでもあります。

ちなみに、課税所得700万と記載してございますけれども、これは1,000万円を超える収入の方であります。

そこで、住民税は倍近くになっておりますが、表に示しましたとおり所得税は10%から5%へと減額になっております。課税所得200万円までの税額は半額となり、合わせた負担は増減のないものとなるということでもあります。

税額を表にいたしましたので、ごらんいただきたいというふうに思います。  
(表提示)

個人住民税及び所得税の税額の試算表であります。給与収入が300万円、独身の方でありますけれども、個人住民税18年度は6万4,500円、19年度は12万6,500円となっております。その差6万2,000円が増税となっております。個人住民税の増税額となっております。所得税におきましては平成18年度は12万4,000円だったわけでありまして、ところが平成19年度になりましては6万2,000円と減額の措置がとられたということでもあります。個人住民税と所得税の増減額はプラスマイナスゼロになりまして、負担額は変わらないというふうな試算で、現在皆様に説明をしながら税金をいただいております。

給与収入500万円の方、サンプルですけれども夫婦、子供2人ということでもありますけれども、個人住民税が平成18年度は7万6,000円、19年度は13万5,500円となりまして、5万9,500円の増税となっております。ですが、所得税におきまして、平成18年度は11万9,000円ですが、19年度になりまして所得税は5万9,500円というふうな減税措置がとられております。その差5万9,500円、個人住民税が5万9,500円ふえまして、所得税が5万9,500円下がるということで、個人的な負担額は変わらないというふうな計算で現在動いておるわけでございます。

以上、説明いたしましたとおり、18年の収入と19年の収入が変わらなければ19年度における最終的な住民税と所得税の合計の負担額は18年度と変わらない

ということであります。

ですが、給与所得の方で特別徴収により源泉徴収されている方は、ことしの1月分から所得税が引かれております。また、個人事業者並びに年金受給者の方々などは確定申告、来年の2月16日の確定申告時期に所得税を申告いただきまして、その申告時期において所得税が減ると。住民税がふえた分、所得税が減るというふうな形式で、今回の税率改正がなされておるわけでありまして。最終的な税負担は変わらないということをお願いしたいわけでありまして。

ここで1点注意していただきたいのは、18年度までであった定率減税が廃止となっております。それから、森林環境税のわずかではあります500円が増税となっておりますので、その分、税金の合計としては上がっておりますので、ご理解をお願いしたいということでありまして。

多少わかりづらい説明であったかと思いますが、以上よろしくお願いたします。

#### 議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

#### 17番（多田喜一郎）

今、表をもってして説明をしていただきまして、ありがとうございました。

要は個人の住民税がふえて所得税が減って、そしてプラスマイナスゼロというような解釈でよろしいんですか。

#### 税務課長（元谷猛）

はい、そうです。

#### 17番（多田喜一郎）

そして、定率減税の分だけ上がっている。それから、環境税の分だけ増税ということでございますね。

そうするともう一つお願いをしたいのは、例えば180万か200万近くの高齢者の年金暮らしの2人の方々の所得をひとつまた、すばらしい図があったわけなんですけど、その説明もひとつできればしていただければどうなのかな。

例えば年金所得で税率はこれだけなんだと。そして、例えば国民健康保険、介護保険等々の税金もあるんですが、そのものを詳しくもう一度改めまして、高齢者の方々にわかりやすいような説明をひとつ願えれば幸いかと思います。

#### 議長（新平悠紀夫）



税務課長元谷猛君

### 税務課長（元谷猛）

今ほどの多田議員のご質問にお答えいたします。

年金所得者で年収に対する税等の割合、そういった世帯の構成割合、税の構成割合をお聞きかと思えます。

年金収入の世帯ということでありますので、税務課で幾つかサンプルをつかったものを持っております。その中で、年金世帯、65歳以上の世帯で夫婦2人の世帯の方を少し挙げてみたいと思えます。

収入の内訳といたしましては、お1人は100万円年金でございます。もう1人は老齢基礎年金ということで79万2,000円ということで、トータルの世帯の年間収入額が179万2,000円を試算いたしております。税金の内訳でありますけれども、町県民税は所得が低いということでかかりません。固定資産税は約5万7,000円、家があるということで能登町の平均をとっております。軽自動車税は7,200円、これは軽自動車1台分を持っておいでるということで計算しております。

この世帯の国民健康保険税は5万4,300円。それから2人分の介護保険料、これは段階的に算定しておりますけれども7万4,700円でございます。所得税につきましては、これも住民税と一緒にかからないということでありまして、

この世帯の税等に占める割合でありますし、税金のトータルの金額でありますけれども、金額にして19万3,200円、年金収入に占める税等の割合でありますけれども10.8%となっております。

町税といいましても、一般税には当てはまらない福祉目的税がございます。国保料と介護料であります。これが12万9,000円となっております、67%を占めているというのが町税といいましてもその実態であります。

よろしいでしょうか。

### 議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

### 17番（多田喜一郎）

それでは、確認の意味でもう一回述べさせていただきます。

今提示がありました65歳以上の世帯で2人、年金暮らしの方々ですが、1人は年金100万円、もう1人は老齢基礎年金のみということで約180万円のそういう世帯。町民税と所得税はかからないということですね。そして、固定資産税、軽自動車税等がかかります。国民健康保険、介護保険料、目的税がかかりますし

て、その税金の合わせた金額が収入の10.8%が税負担ということによろしいんですか。

**税務課長（元谷猛）**

そのとおりです。

**17番（多田喜一郎）**

そして、その10.8%の中の国民健康保険、それから介護保険料というものが67%を占めておるといような解釈でよろしいのでしょうか。

**税務課長（元谷猛）**

はい、そうです。

**17番（多田喜一郎）**

ありがとうございました。

そうすることで、高齢者の方々には非常に生活に対して質素な生活になるかと思うんですが、厳しい生活ながらも元気で頑張っていただければなと思っております。

ひとつよろしく願いいたします。

次に、風評被害についてでございます。

この風評被害の現状と対策ということでございまして、現状、そして対策というものを詳しく説明していただければ幸いかと思います。

初めに大まかではございますが、町長よろしく願いをいたします。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

風評被害の現状と対策ということですが、ことし3月25日に発生しました能登半島地震は1万棟以上の住宅と道路や農地など、あらゆる分野で多大な被害を出しておりますが、そのほかに深刻なのが今議員がおっしゃるように、目に見えない風評被害ということだと思っております。テレビ、ニュースなどで倒壊した家屋や避難所の状況が繰り返し放映された影響等によりまして、能登半島への観光地等の入り込み状況も、県の発表によりますと地域差はあるものの、前年対比で2割前後の減少ということになっております。能登町内におきましてもよく似た状況というふうに推測しております。

風評被害は県内全域に及んでいることから、町としましても能登半島広域観光協会や、あるいは県が主催しておりますほっと石川観光キャンペーン実行委員会等連携を図りながら、また町の観光協会などの関係団体と協力しながら各種イベントのPRや、あるいは首都圏への出向宣伝などを積極的に行いまして風評被害払拭のために全力を挙げていきたいというふうに考えております。

特に出向宣伝につきましては、合併前からそれぞれの町村が取り組んできております。旧内浦町では流山市の市民まつり。旧柳田村では東京文京区の湯島天神梅まつり。そして、旧能都町では宮崎県野尻町のメロンフェアに参加するなど、交互に交流を図ってきております。また、野尻町とは姉妹都市として、流山市とは災害応援協定を結んでおります。そのような関係から、ことしも流山市のほうからは小学生が来てくれましたし、また野尻町からは中学生が夏休みを利用して当町を訪れて来てます。

今後も能登町の交流人口拡大、そして観光及び特産品のPRのためにも出向宣伝を続けていきたいというふうに思っておりますし、これが風評被害払拭のためにも役立つというふうに考えております。

#### 議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

#### 17番（多田喜一郎）

今、風評被害の中で約2割ぐらゐの減少かなということですが、この2割という数字はやはり観光的な方々が能登町に来られたその減が2割というような理解でよろしいのでしょうか。それともいろいろな来られた方々の物品の売上数がその中にどれだけか入っているというような解釈でよろしいのでしょうか。

#### 議長（新平悠紀夫）

商工観光課長宮下並樹君

#### 商工観光課長（宮下並樹）

ご説明いたします。

多田議員さんから、先ほど2割という、先ほど町長も申し述べておりますけれども、県の発表でございましたが、私どもも能登町においてこの風評被害の状況を聞き取り調査しております。これは宿泊予約センター並びに民宿の経営されている方、それからふれあい公社という関係者からお話を聞きましたけれども、結論から申しますとばらつきがございました。

ただ、共通しているのは、当然、地震直後の4月また5月の連休明けまではキャンセルが相次いだということで、7月から徐々に回復して、8月には例年どおりの大体宿泊客であるというようなご返事をされた民宿の経営者の方もございました。そして、公社につきましてもほぼ例年どおり回復、この8月の実績なんですけど、例年に近い数字になってきたかなということでございますが、半数の方はやはりいまだに3割から4割少ないわいねという、そういうお話もされておりました。

そういう中で、じゃ能登町の何%なんだと、減収はということになれば、まだ取りまとめができていないのが現状でございます。

それから、物産につきましても、そういう関係者にも聞きましたし、商工会の皆さんにも聞きました。先ほどの民宿、旅館業等の皆さんの聞き取りとよく似た状況でございます。ただ、物産の関係につきましても、宿泊業よりもちょっと厳しいかなと。それもちょっと抽象的ではございますが、そういう感触であるという回答しかできませんが、よろしく願いいたします。

#### 議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

#### 17番（多田喜一郎）

今、数字を丁寧に説明をしていただきました。公社については大体8月に例年に戻っているというような解釈でよろしいんですね。

そうすると、場合によって、あるそのような職種によってまだ三、四割少ないという数字が今明らかになりました。それから、物産についても宿泊の数字よりも厳しいということでございます。

ここで、出向宣伝等やはり元気の出るようということでも能登町もやっておるわけなんですけど、現実やはりこの半数ぐらいの三、四割が少ないというこの職種についての振興策というものをどう考えているのかなということをお話を願えれば幸いです。

課長お願いいたします。

#### 議長（新平悠紀夫）

商工観光課長宮下並樹君

#### 商工観光課長（宮下並樹）

ご説明いたします。

厳しい状況にある人たちの対応はどうなんだというご質問かと思いますが、

大体18年度の実績で能登町に入り込んできている観光客の入り込み数が80万強ということでございます。それが具体的には県の発表しか数字をつかむことはできませんけれども、18年度の実績の能登町の入り込み客数80万とするならば、そのばらつきがあるものの2割減であると。

これは年間トータルでございますが、減とするならばその対応といたしましては、先ほど町長も概要の説明をされておりますけれども、能登町は元気でやっておるよと。地震は輪島、和倉だけでないよと。もう元気だけれども、能登町も元気だということで、やっぱり出向宣伝、またポスター、それからインターネット等にも対応して、ぜひ能登町はおいしいものもあり、祭りもありイベントもあるということで、ぜひ来てくださいと。能登町は例年どおりですよ。元気にやっておりますと。そういう中から風評被害、これは町の予算にも盛っておりますけれども、先ほど9月の一般会計の補正におきまして140万、そういう実行委員会を立ち上げて助成すると。そういう中から、ほっと石川キャンペーンからも助成金をちょうだいすると。既に能登半島観光協会からは助成金をちょうだいして祭り等のPRもさせてもらっておりますが、これからのやつは先ほどの東京方面へ出向宣伝するという計画でございます。

そういう中で、風評被害の払拭ということで、先ほど県内全体になっておりますので、県内の中の能登町ということで、これもまた協力関係一体となっておりますので、石川県にゆかりのある芸能人、それからスポーツ選手、そういうポスター等で応援、元気宣言、そういうこともされております。

そういう中で、ちょっとうれしいニュースと申しますか、能登半島に映画のロケが入ってくると、10月に。そういうことで、きょうのことなんですが、けさ、その関係者が町長のところへ訪問されてごあいさつをされたということでございます。

ちなみにご紹介させていただきますと、映画の中身につきましては石川県出身の田中美里さんが主演ということで、タイトルが「能登の花ヨメ」ということで、輪島、穴水等々の町村も入ってくるわけですが、能登町においても春蘭の里にロケをしたいと、そういう申し入れもございました。これも映画関係者によりますと、能登半島地震の風評被害払拭の一助となればというまたごあいさつもございましたので、その辺もひとつよろしく願いいたします。

#### 議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

#### 17番（多田喜一郎）

ここに春蘭の里が出てくるとは思いませんで、ちょっと攻撃がにぶるのかな

ということなのですが、本当に聞きたかったのは、三、四割少なかったそういう方々がおるといことですので、その方々に対してどういう対策をするのかなということをおまは聞かせていただきたかったんです。

例えば今、東京の出向宣伝にしても、今まで継続されておる梅まつり、それから流山、それから野尻町とあるわけなんです、そこへ行くだけでなく、その方々が3割、4割の厳しい減になっておる方々のところへ来られるような対策はどうなる。それから今行って、ただ、どのようなやり方なのかわかりませんが、それよりももっと困っているといえは誤解を受けるんですが、厳しい3割、4割減の方々のことをパンフレットに紹介というのはおかしいんですが、それなりになるようなこともやってもいいのかなと私思っておるわけでございます。元気の出る能登町はこうなんだよ。まして、こういう仕事に直接もろに影響のされておる方々にはこう対処しているんだよという、直接目に見える形をしていただきたいなと思うんですが、その辺もう一回手短にお願いいたします。

#### 議長（新平悠紀夫）

商工観光課長宮下並樹君

#### 商工観光課長（宮下並樹）

ご説明いたします。

三、四割の減収の対象の方に具体的な支援と出向宣伝以外の支援は何かあるかということですが、多大な被害を受けた酒造業だとか、そういう方には商工会を通じて震災の災害支援の補助、助成、そういう制度もございまして、商工会を窓口でそういう被害に实际的に遭われて、そういう方も何回か申請されていると、そういうことも聞いております。

それからもう一つ、県のほうのまた事業で、ちょっとスキームの大きい話になるんですが、雇用促進のための事業を新たに県の事業として認可された。新聞にも紹介されておりましたけれども、これから輪島、珠洲、能登、穴水の2市2町に対してそういう申請が通った。事業計画が認可されたということ、これから関係市町に県から案内があるかなと。

そういう事業も精査いたしまして、できるだけ関係事業者に対しては対応もしていきたいということでございます。

またよろしくお願ひいたします。

#### 議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

## 17番（多田喜一郎）

もう一回お願いをいたします。

ここで町長にお願いしたいんですが、町長、先ほど今新聞に出ておったというようなことを課長が言っておられますが、まさにこの間の県議会で知事は震災復興支援室というものをつくられた。そしてまた、その中には県が奥能登地域の雇用改善を図るために策定した奥能登地域雇用開発計画というものが国の同意を得たということが出ております。

私はやはり、これだけ風評被害にも厳しい状況のところのあるのならば、やはり県の震災復興支援室、また奥能登地域雇用開発計画というものを最大限に利用いたしまして、能登町は明るく、かく元気宣言をしているよというようなものも打ち出していきたいなと思っております。

やはり私たちは、マイナスの面ばかりを取り入れていくということはいかかなものかと思っておりますので、やはり明るい材料をそろえて、行政は一生懸命汗を流しておるよというものが民間に見える形をぜひとっていただきたいということをお願いをいたしておきます。

震災復興支援室という言葉と奥能登地域雇用開発計画ということについて、町長の意見を述べていただきたいと思います。

## 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

## 町長（持木一茂）

まず、復興支援室に関してなんですが、もちろん今現在まだ地震のハード面の復旧・復興もやっていかなきゃならないということもありますし、今ほど来話題になっております風評被害の払拭も行っていかなきゃならないということもあります。

しかしながら、今、町としては支援室をつくるということは考えておりません。また、担当課とそういった関係団体と協力しながら出向宣伝等のPRを行って風評被害の払拭を行っていきたいというふうに思っておりますし、ハード面でも担当課が査定等を行っておりますので、今のところは支援室というのをつくることは考えておりません。

また、地域雇用開発計画に関しましては、事業者が設備投資したり、あるいは新規雇用によりまして30万から1,250万円の助成が出るということなんですが、詳しい内容につきましてはまだこちらのほうに来ておりませんので、その内容を見てから地元の事業者に対して説明もしていかなきゃならないのかなと

いうふうに思っております。

**議長（新平悠紀夫）**

17番多田喜一郎君

**17番（多田喜一郎）**

先ほどの出向宣伝のところに戻りますが、ぜひこの出向宣伝が実のあるものになって、地元の方々にもそれが見える形をとっていただきたい。遠くに行つて、そこで出向宣伝をしてきたよということで、後に実りが地元によく見えなような形では私はいけないと思いますので、その出向宣伝がよく地元の方々に見えるような成果となってあらわれてくるような、そういう出向宣伝の仕方をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

**議長（新平悠紀夫）**

以上で一般質問を終わります。

休 憩

**議長（新平悠紀夫）**

ここでしばらく休憩いたします。この間に追加日程表を配付いたしますので、よろしく申し上げます。（午後2時54分）

再 開

**議長（新平悠紀夫）**

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後2時57分再開）

お諮りします。

一般質問が本日で全部終了したので、あす9月13日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（新平悠紀夫）**

異議なしと認めます。



よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

### 休会決議について

議長（新平悠紀夫）

追加日程第1 「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

あす、9月13日を休会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（新平悠紀夫）

異議なしと認めます。

したがって、あす9月13日は休会とすることに決定いたしました。

次の会議は、9月14日午前10時から本議場で開会いたします。

散 会

議長（新平悠紀夫）

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会（午後2時58分）

## 開 会（午前10時00分）

### 開 議

#### 議長（新平悠紀夫）

ただいまの出席議員数は20人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

### 委員長報告

#### 議長（新平悠紀夫）

日程第1 議案第66号「平成19年度能登町一般会計補正予算」から、  
日程第13 議案第78号「字及び小字の区域の変更について」までの13件、  
及び日程第14 請願第2号「町道認定及び改良工事に関する請願」から、  
日程第16 陳情第2号(継続審査分)「防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と北陸地方整備局の業務執行体制の拡充を求める陳情書」までの3件、併せて16件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長 石井良明君

#### 総務常任委員長（石井良明）

総務常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

議案第66号「平成19年度能登町一般会計補正予算（第5号）歳入及び所管歳出」

議案第73号「政治倫理の確立のための能登町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第76号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」

議案第77号「新たに生じた土地の確認について」

議案第78号「字及び小字の区域の変更について」以上5件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。以上をもって報告を終わります。

#### 議長（新平悠紀夫）

次に教育民生常任委員長 宮田勝三君

#### 教育民生常任委員長（宮田勝三）

教育民生常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。  
議案第66号「平成19年度能登町一般会計補正予算（第5号）所管歳出」  
議案第67号「平成19年度能登町介護保険特別会計補正予算(第1号)」  
議案第72号「平成19年度能登町病院事業会計補正予算(第2号)」  
議案第75号「公立宇出津総合病院看護師等修学資金貸与条例の制定について」以上4件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、請願第3号「老人福祉センター「山せみ荘」の存続を求める請願」は、採択とすることに決定いたしました。以上をもって報告を終わります。

### 議長（新平悠紀夫）

次に産業建設常任委員長 鍛冶谷眞一君

### 産業建設常任委員長（鍛冶谷眞一）

産業建設常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。  
議案第66号「平成19年度能登町一般会計補正予算（第5号）所管歳出」  
議案第68号「平成19年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」  
議案第69号「平成19年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」  
議案第70号「平成19年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）」  
議案第71号「平成19年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」  
議案第74号「能登町浄化槽市町村整備推進事業の整備に関する条例の一部を改正する条例について」以上6件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、請願第2号「町道認定及び改良工事に関する請願」は、採択とすることに決定いたしました。

陳情第2号(継続審査分)「防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と北陸地方整備局の業務執行体制の拡充を求める陳情書」は、今後も調査が必要であると判断し、継続審査といたしました。以上をもって報告を終わります。

### 議長（新平悠紀夫）

以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

## 質 疑

**議長（新平悠紀夫）**

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

**討 論**

**議長（新平悠紀夫）**

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

**採 決**

**議案第66号～陳情第2号**

**議長（新平悠紀夫）**

これから、採決を行います。

お諮りします。

議案第66号平成19年度能登町一般会計補正予算、議案第67号平成19年度能登町介護保険特別会計補正予算、議案第68号平成19年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算、議案第69号平成19年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算、議案第70号平成19年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算、議案第71号平成19年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第72号平成19年度能登町病院事業会計補正予算、議案第73号政治倫理の確立のための能登町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について、議案第74号能登町浄化槽市町村整備推進事業の整備に関する条例の一部を改正する条例について、議案第75号公立宇出津日総合病院看護師等修学資金貸与条例の制定について、議案第76号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議案第77号新たに生じた土地の確認について、議案第78号字及び小字の区域の変更について、までの以上13件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第66号から議案第78号までの13件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号「町道認定及び改良工事に関する請願」、請願第3号「老人福祉センター「山せみ荘」の存続を求める請願」の2件に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、請願第2号、請願第3号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情第2号(継続審査分)「防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と北陸地方整備局の業務執行体制の拡充を求める陳情書」に対する委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、陳情第2号については、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

ここで、暫く休憩いたします。

(午前10時12分)

休 憩

追加議案(発議第4号～6号)

議長(新平悠紀夫)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時15分再開)

お諮りします。ただいま、鍛冶谷眞一君ほか3人から、発議第4号「道路整備促進に関する意見書の提出について」、宮田勝三君ほか3人から発議第5号「国の教育予算の拡充を求める意見書の提出について」、発議第6号「能登地区の県立高校統合案に反対する意見書の提出について」の2件、石井良明君ほか3名から、発議第7号「原子力防災対策の強化及び周辺地域の安全確保についての意見書の提出について」の併せて4件が追加提出されました。これを日程

に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4としてそれぞれ日程に追加し議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第4号から発議第7号までの4件を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

### 発議第4号

#### 議長（新平悠紀夫）

追加日程第1 発議第4号「道路整備促進に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。10番 鍛冶谷眞一君

#### 提案理由の説明

##### 10番（鍛冶谷眞一）

ただいま上程されました発議第4号「道路整備促進に関する意見書の提出について」の提案理由の説明をいたします。

道路は、豊かな生活や活力ある経済・社会活動を支える基礎的な社会資本であります。

能登半島を有し、南北に細長い地理的特性を有する本県においては、県土の均衡ある発展を図り、県民の安全で快適な生活を可能にするためにも、広域交流を促進する幹線道路から日常生活を支える生活道路に至る道路の、より一層の整備促進が不可欠であります。

特に、今回の能登半島地震では、盛土の崩壊や土砂崩れにより交通が遮断され、孤立集落が発生するなど、県民生活において道路はまさに生命線であることを改めて認識させられるとともに、代替道路の整備や耐震性の確保など、災害に強い道路の必要性が一層浮き彫りとなったところであります。

よって、国におかれては、道路整備に必要な安定的な財源を確保し、遅れている地方の道路整備を計画的かつ着実に推進するよう強く要望する。

1. 地域間格差を是正し、活力ある地域づくりを一層推進するため、高規格幹線道路や地域高規格道路及び国道・県道から市町村道に至る、体系的な道

路網の整備を促進するとともに、快適な道路環境の形成に努めること。

1. 道路特定財源については、受益者負担という制度趣旨に則り、安全・安心の確保や豊かな生活環境の創造など、広く国民が望む道路整備の推進に充当すること。
1. 災害に対して、安全で信頼性の高い道路ネットワークの構築を進めるとともに、防災対策・震災対策・雪害対策を強力に推進すること。
1. 地方の道路整備状況等を勘案して、地方道路整備臨時交付金及び地方特定道路事業を継続するとともに、地方の道路整備のための予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

つきましては、議員各位におかれましてご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

## 質 疑

### 議長（新平悠紀夫）

以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

## 討 論

### 議長（新平悠紀夫）

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

## 採 決

### 道路整備促進に関する意見書の提出について

## 議長（新平悠紀夫）

これより、発議第4号「道路整備促進に関する意見書の提出について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

## 発議第5号

### 議長（新平悠紀夫）

追加日程第2 発議第5号「国の教育予算の拡充を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。11番 宮田勝三君

### 提案理由の説明

#### 11番（宮田勝三）

ただいま上程されました発議第5号「国の教育予算の拡充を求める意見書の提出について」の提案理由の説明をいたします。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことです。現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されていますが、保護者や子どもたちから大変有益であるとされています。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を推進することには限界があります。このため、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も拡がりつつあります。一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化がすすんでいます。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、セーフティネットとして子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。

日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教職員数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ません。教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育



が受けられる必要があります。そのため、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があります。

こうした理由から、次の事項の実現について、地方自治法第99条に基づき、この意見書を提出します。

## 記

1. きめの細かい教育の実現のために、学級規模の縮小を含んだ新たな義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。
2. 義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。
3. 学校施設整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
4. 教職員に人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。

つきましては、議員各位におかれましてご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

## 質 疑

### 議長（新平悠紀夫）

以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

## 討 論

### 議長（新平悠紀夫）

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

**採 決**  
**国の教育予算の拡充を求める意見書の提出について**

**議長（新平悠紀夫）**

これより、発議第5号「国の教育予算の拡充を求める意見書の提出について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

**発議第6号**

**議長（新平悠紀夫）**

追加日程第3 発議第6号「能登地区の県立高校統合案に反対する意見書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。11番 宮田勝三君

**提案理由の説明**

**11番（宮田勝三）**

ただいま上程されました発議第6号「能登地区の県立高校統合案に反対する意見書の提出について」の提案理由の説明をいたします。

先般、石川県立高校の第二次再編の在り方を検討している「学力向上教育改革推進会議」の「県立高校の活性化に関する提言」の中間まとめの中で、能登地区の全日制12校について統合案が示されたが、これに断固反対する。

能登町管内の能都北辰高校、能登青翔高校が統合される案が示されたが、能登町議会として、県当局及び県議会に対しこの案を採択しないことを強く要望する。

能都北辰高校、能登青翔高校とも1999年に統合され10年も経過していないので、いまだ校風さえ確立していない現状である。更に今回の統合案が実行されれば町の経済効果や、保護者負担の増大、生徒への精神的影響などが懸念され、町の活性化に多大な影響があると推測される。

国の行財政改革の施策により地方への交付金、補助金等が削減され、都市と地方の格差が大きくなっているといわれているが、石川県においても県都金沢や加賀と能登の格差が益々大きくなっており、能登町において2校の存在意義は大きく今後の町勢発展の核となるものと確信する。谷本知事もこの格差解消が今後の政治課題だと発言されていることから、能都北辰高校、能登青翔高校、両校の存続を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

つきましては、議員各位におかれましてご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

## 質 疑

### 議長（新平悠紀夫）

以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番山本一郎君

### 12番（山本一郎）

この意見書を提出することには、大賛成でございますが、一つ中身の問題でございます。これは意見書を出すだけで、また我々はかつて、のと鉄道とかいろいろ反対で意見書を出した訳ですが、むなしくも県に踏みにじられたような格好で意見書に反映されず、値のないものだったと思うんです。

今回また、この青翔高校及び北辰高校の統廃合におきまして、新聞上にも載っておりますが、また今、宮田議員が発案されたこの意見書も、もう少し突っ込んで欲しいなと思うんですが。特に第一次の石川水産高校と宇出津高等学校が統合して北辰高校、町野高校と柳田農業高等学校が統合して能登青翔高校となったと。その第一次統廃合合併において石川県の当時の教育長は、第一次に統廃合した高校に対しては第二次の再編の風は当たらないと、安心して欲しいという旨をPTA、同窓会に申し入れなり、されたような記憶が私はございますし、柳田農業高等学校のOBの方々もそう思われている方も沢山ございます。

そう考えますと今また早速、10年も経っていないのにこの第二回の高校再編成の波が来た訳ですが、当然能都北辰高校、能登青翔高校は、その遡上に載るべき高校ではないと私は思うんです。そのことを石川県はかつて約束したようなことを踏みにじるのかと、非常に理不尽に感じているのです。そのことをここにもう一度付け加えていただけるか、それともこの意見書を提出するときに議長が先頭となって、この賛成議員多数が直接谷本知事及び教育長に面談を申し込むような方法は無いのか。その辺を発案者にお聞きしたいと思いますの

でひとつよろしく願いいたします。

**議長（新平悠紀夫）**

暫く休憩いたします。

（午前10時34分）

## 休 憩

**議長（新平悠紀夫）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分再開）

11番 宮田勝三君

**11番（宮田勝三）**

議長この席でよろしいでしょうか。

**議長（新平悠紀夫）**

そちらでいいです。

**11番（宮田勝三）**

ただいま山本議員からの素晴らしいご提案がありましたので、おっしゃった中身については大変重要なことでもあろうか思いますし、検討いたしましてその山本議員の意向に沿うように努力したいと思います。

また余談になりますが、文書等以外にもこの件については皆さんと力を合わせて前向きに私共の気持ちを県に訴えるべく作業もあろうかと思っておりますので、そういう時にもこの山本議員のおっしゃったことは当然申し上げて行きたいと思っておりますし、くどいようですがこの山本議員の意向に沿うべく県への要望に対しては取り入れるよう努力を致してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

**議長（新平悠紀夫）**

ほかにありませんか。今ほど提案者の11番宮田勝三議員からのお話がありまして、質疑の中で山本一朗議員からの提案もありました。それを組み入れまして私ども議会ので、議長の方で預かりまして、重要な案件でありますのでそれを県に申し伝えたいと思っておりますので、お計らいの程よろしく願いいたします。

## 討 論

**議長（新平悠紀夫）**

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

## 採 決

### 能登地区の県立高校統合案に反対する意見書の提出について

**議長（新平悠紀夫）**

これより、発議第6号「能登地区の県立高校統合案に反対する意見書の提出について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます。挙手全員であります。よって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

## 発議第7号

**議長（新平悠紀夫）**

次に、追加日程第4 発議第7号「原子力防災対策の強化及び周辺地域の安全確保についての意見書の提出について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。16番 石井良明君

### 提案理由の説明

**16番（石井良明）**

ただいま上程されました発議第7号「原子力防災対策の強化及び周辺地域の安全確保についての意見書の提出について」の提案理由の説明をいたします。

平成19年3月に北陸電力志賀原子力発電所1号機の原子炉が、平成11年6月18日、検査中に誤って臨界に達していたにもかかわらず、8年もの長きにわたりこれを隠蔽し続けた事実をはじめ、各電力会社による数多くのトラブル隠しやデータの改ざんが発覚しております。

また、平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震では、原子力発電所の設計時に想定した「限界地震」をはるかに越える地震動が発生し、変圧器の火災に対して自衛消防態勢が機能せず初期消火の遅れも明らかになりました。

これらの重大な不祥事は、国民の原子力発電所及び原子力行政に対する信頼を大きく失墜させるとともに、立地地域はもちろんのこと、周辺住民を大きな不安に陥れるものであります。

よって、電力会社を指導、監督する立場にある国及び県におかれましては、周辺地域の住民が安心して生活が送れるよう、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望いたします。

## 記

1. 原子力行政の信頼回復に全力を傾けるとともに、自然災害が発生した際の原子力発電所の安全性の十分な確保にむけて万全の措置を講じること。
2. 原子力安全委員会が定める「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ)」について、各自治体の地理的条件を考慮し、その拡大を図るなど適切な見直しを行うこと。
3. 原子力発電所周辺地域住民の安全・安心を確保することは地元自治体の責務であると考えられることから、必要な財源を確保するため、合併によって隣接市町となった自治体を電源立地地域対策交付金の交付金対象に加えるなど、財源措置の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

つきましては、議員各位におかれましてご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

## 質 疑

### 議長（新平悠紀夫）

以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

## 討 論

**議長（新平悠紀夫）**

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

### 採 決

#### 原子力防災対策の強化及び周辺地域の安全確保についての 意見書の提出について

**議長（新平悠紀夫）**

これより、発議第7号「原子力防災対策の強化及び周辺地域の安全確保についての意見書の提出について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます。挙手全員であります。よって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました、発議第4号から発議第7号までの4件の提出先並びに処理方法につきましては、議長に一任をお願いいたします。

### 閉会中の継続審査の申し出の件

**議長（新平悠紀夫）**

お諮りします。

総務常任委員会をはじめとする、3常任委員長及び特別委員長から目下、各委員会で調査・審査中の事項について又、議会運営委員長から本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

これを日程に追加し、追加日程第5として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、「常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件」を日程に追加し、追加日程第5として、議題とすることに決定しました。

追加日程第5「常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件」を議題とします。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された議件は全部終了いたしました。

ここで、持木町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長、持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

議員各位におかれましては、慎重なご審議を賜りまた、提出案件を全てを可決いただきましてありがとうございました。

災害復旧の積極的な対応そして公立宇出津総合病院の看護師不足解消のための施策も積極的に実施していきます。また、県の学力向上教育推進会議による「県立高等学校の活性化に関する提言」の写しが9月11日に能登町に届いております。皆様のお手元にもお配りしましたので、ご一読下さるようお願いいたします。

なお、これに関しまして議員提出議案として本日議決された「能登地区の県立高校統合案に反対する意見書について」は、議員各位と力を合わせて県に対して要望していきたいと考えておりますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

閉 議・閉 会



議長（新平悠紀夫）

これをもちまして、平成19年第3回能登町議会定例会を閉会いたします。  
皆様、8日間にわたり大変ご苦労様でした。ありがとうございました。

（午前10時48分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年9月14日

能登町議会議長 新平 悠紀夫

署名議員 鍛冶谷 眞一

署名議員 鶴野 幸一郎